

茨木市総合計画 基本計画
第1 専門部会 施策別計画 修正案

(平成 26 年 8 月 26 日)

施策1. 地域福祉を推進する

施策概要

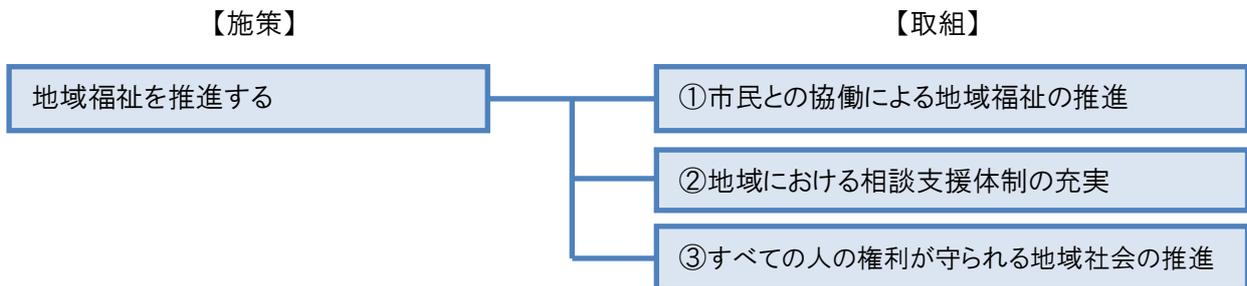
《施策の必要性》

少子高齢化の進展、人々の価値観や生活様式の多様化などにより、家庭や隣近所の連帯感や支え合いの力が弱くなってきています。住民同士のつながりの希薄化や支援を必要とする市民の増加などを背景に、今までの分野別・縦割りで取り組んできた福祉施策を、地域という横軸の視点から、「自助」・「互助」・「共助」・「公助」(※)の考え方に基づく福祉活動の推進を通じ、誰もが安心して充実した生活を送ることができる地域社会の構築を図る必要があります。

《施策の方向性》

誰もが地域福祉の担い手となり、相談支援体制を充実することにより、住み慣れた地域で、誰もが人としての尊厳を持って個性や能力をいかしながら、社会参加ができ、安心していつまでも暮らすことができるまちづくりを進めます。

《施策を実現するための取組の体系》



分野別計画等

● 総合保健福祉計画

「すべての人がすこやかに、安心して暮らし続けられる福祉のまちづくり」を基本理念とし、「地域福祉計画」「健康いばらき 21・食育推進計画」「障害者施策に関する長期計画・障害福祉計画」「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」など、各分野の計画を包含した保健福祉の領域における総合計画

● 地域福祉計画(第2次)

住み慣れた地域で、誰もが人としての尊厳を持って個性や能力を生かしながら、社会参加ができ、安心していつまでも暮らすことができるまちづくりを基本理念とする社会福祉法に規定する計画

自助・互助・共助・公助とは

「自助」…地域に住む一人ひとりが努力していくこと。

「互助」…近所つきあいやボランティア活動など、お互い様の地域活動で支え合うこと。

「共助」…介護保険などのような、社会的な制度で共に支え合うこと。

「公助」…個人や地域など、民間の力では解決できない問題に対して、行政(公的機関)が行うこと。

関連する施策と連携の内容

関連する施策	連携の内容
1-2 高齢者への支援を推進する	高齢者の地域活動を支援します。
1-3 障害者への支援を推進する	障害者が地域社会で自立して生活できる共生社会の推進に努めます。
1-4 生活困窮者への支援を推進する	地域における生活困窮者の自立を支援します。
1-5 健康づくりや地域医療を充実する	地域内で連携協力した健康づくりに努めます。
2-1 すべての子どもの育ちを支援する	地域における児童虐待予防や孤立家庭の見守り等を推進します。
2-2 地域ぐるみの子育てを推進する	地域における子育て支援ネットワークとの連携に努めます。
2-3 「生きる力」を育む教育を推進する	道徳教育・人権教育の充実を図り「豊かな心の醸成」に努めます。
4-1 災害への備えを充実させる	災害に強い市街地の形成に向けた施策を連携して推進します。
4-3 防犯や多様な危機への対策強化を図る	更生保護活動を推進し、犯罪のない地域づくりに努めます。
4-4 消費者教育を推進し、自立した消費者の育成に努める	関係団体等との連携により消費者相談の充実に努めます。
7-4 人権尊重のまちづくりを推進するとともに平和の実現をめざす	虐待の防止と要援護者の権利擁護に努めます。
7-6 地域コミュニティを育み、地域自治を支援する	地域自治組織や自治会との連携し、いつまでも住み続けたい地域づくりを推進します。
7-7 多様な主体による協働のまちづくりを推進する	市民・事業者と協働し助け合い支え合う地域社会の構築に努めます。

取組の目標及び各主体が行うこと

取組	現状と課題及び目標	各主体が行うこと
①市民との協働による地域福祉の推進	現状と課題	市
	民間のボランティア団体や市民活動団体などが地域福祉の推進の担い手としてさまざまな活動を行っていますが、担い手の固定化や高齢化などの問題があります。	福祉活動や更生保護活動などに、子どもや若者、団塊の世代など幅広い世代が参加しやすい環境づくりに努めるとともに、地域のボランティア団体等への支援を図ります。
	目標	市民
	誰もが気軽に福祉活動やボランティア活動に参加できる環境が整い、地域福祉の担い手となっています。	福祉活動やボランティア活動の参加に努めます。
②地域における相談支援体制の充実	現状と課題	市
	支援を必要とする市民の発見、見守りの体制を構築するとともに、地域の施設を拠点とし、普段から地域住民が交流し、困ったことがあれば気軽に相談できる場の提供が進められています。	地域福祉ネットワークの更なる充実や専門相談機関との連携強化を図るとともに、 地域の活動拠点づくりに努めます。
	目標	市民
	地域住民をはじめ、地域の福祉団体、事業者等が連携し、誰もが安心して暮らすことができる地域の協力体制やネットワークが整っています。	支援を必要とする市民の発見に 努めます。
③すべての人の権利が守られる地域社会の推進	現状と課題	市
	虐待を未然に防止し、早期に発見するとともに、成年後見制度等の活用など、権利擁護に関する取組をさらに推進する必要があります。また、啓発活動や福祉教育を地域の福祉団体や事業者等と進めています。	人と人との相互理解を深めるため、地域住民との交流や福祉教育の推進に積極的に取り組みます。また、虐待防止を図るための支援やネットワークの充実に努めます。
	目標	市民
	高齢者や障害者に対する虐待や人権侵害のない、その人らしい生活をおくることができる地域社会が形成されています。	虐待と思われる事象を見聞きした時は、必要な機関に連絡します。
		事業者・団体
		関係機関が連携し、虐待の早期対応を図ります。また、事業所や団体の職員、構成メンバーの人権意識の向上に努めます。

施策2. 高齢者への支援を推進する

施策概要

《施策の必要性》

高齢化の進展に伴い、ひとり暮らし高齢者や高齢者世帯が増加し、同時に、認知症高齢者も増加傾向にあります。また、医療や介護が必要な高齢者が増加する一方で、地域や家族による高齢者を支える力が低下しています。

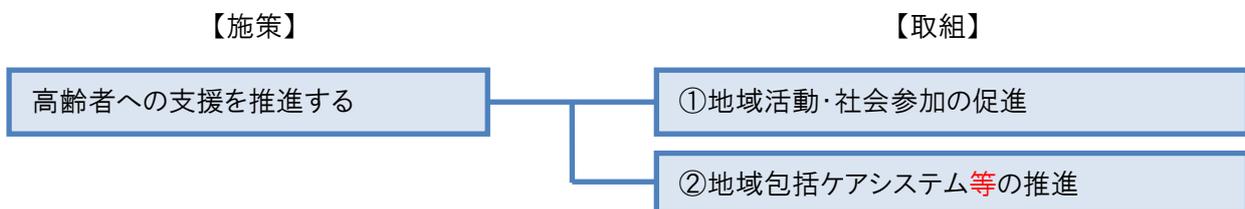
そのため、高齢者が住み慣れた地域で安心して自立した生活が送れるよう、健康づくり、生きがいづくり、日常生活の自立支援など総合的な施策の推進が必要です。

《施策の方向性》

元気で活動的な高齢者も社会の支え手の一員となることができるよう体制を整備し、高齢者の社会参加の機会が充実するなど、地域の活性化を図ります。

高齢者が、医療や介護を必要とする状態になっても、住み慣れた地域や住まいで、自立した生活ができる環境を整備します。

《施策を実現するための取組の体系》



分野別計画等

- 総合保健福祉計画

「すべての人がすこやかに、安心して暮らし続けられる福祉のまちづくり」を基本理念とし、「地域福祉計画」「健康いばらき 21・食育推進計画」「障害者施策に関する長期計画・障害福祉計画」「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」など、各分野の計画を包含した保健福祉の領域における総合計画

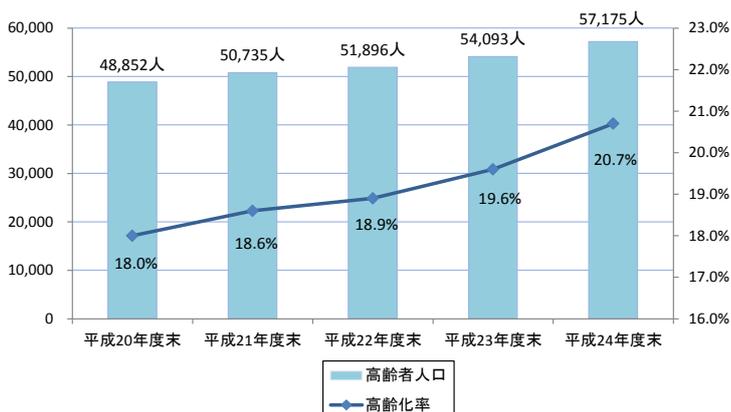
- 高齢者保健福祉計画(第7次)・介護保険事業計画(第6期)

老人福祉法及び介護保険法の規定に基づき、高齢者福祉事業の供給体制の確保や介護保険事業の円滑な実施に関する事項等を定める計画

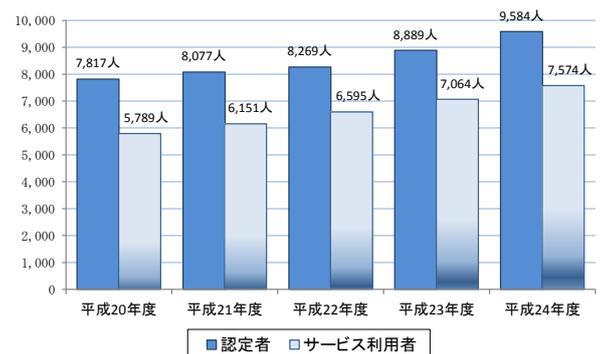
関連する施策と連携の内容

関連する施策	連携の内容
1-1 地域福祉を推進する	地域福祉ネットワークを活用しながら、日常の見守りや災害時の対応を含めた高齢者の包括的な支援に努めます。
1-5 健康づくりや地域医療を充実する	健康寿命の延伸を図るとともに、病気になっても在宅医療の充実により地域で住み続けることができるよう取り組みます。
1-6 社会保険制度を安定的に運営する	介護予防・健康づくりに取り組み、介護給付費を抑制し、介護保険制度の安定的な運営に努めます。
2-2 地域ぐるみの子育てを推進する	地域活動や社会参加の活動等として、子育て支援に取り組みます。
4-2 消防・救急体制の充実強化を図る	ひとり暮らし高齢者等のお住まいを消防職員が訪問することにより、高齢者防火対策への取組を推進します。
5-5 良好で住みよい環境・景観づくりをすすめる	安全で安心して生活ができる住宅が確保され、居住環境の向上を図ります。
5-7 環境負荷の低減や少子・高齢化社会を見据え持続可能な都市づくりをすすめる	暮らしやすいユニバーサルデザインのまちづくりを推進します。
7-4 人権尊重のまちづくりを推進するとともに平和の実現をめざす	高齢者虐待の発生数の減少や発生時に適正に対応できるように努めます。
7-6 地域のコミュニティを育み、地域自治を支援する	老人クラブの活動支援や高齢者団体の育成支援などを通じて地域福祉を推進します。
7-7 多様な主体による協働のまちづくりを推進する	地域の高齢者団体の活動が活性化し、地域力の向上を図ります。

◆高齢者人口・高齢化率◆



◆介護保険の認定者及びサービス利用者の動向◆



取組の目標及び各主体が行うこと

取組	現状と課題及び目標	各主体が行うこと
①地域活動・社会参加の促進	現状と課題 高齢者人口は、大きく伸びていますが、老人クラブやシルバー人材センターの会員数は伸び悩んでいます。地域の高齢者団体の拡充が必要です。	市 地域の相互扶助や地域課題解決のために活動する団体、これまでの豊かな経験・技能を活かして活動する団体など、多様な高齢者団体を支援し連携することにより、高齢者の居場所と出番の創造に努めます。
	目標 行政や関係団体等が連携を図りながら、高齢者が地域において、いきいきと暮らすことができるよう、ボランティア活動の支援等、生きがいづくりや社会参加の機会の充実が図られています。	市民 積極的に、ボランティア活動や地域の活動に参加し、生きがいづくり、健康づくりに取り組みます。
		事業者・団体 多様な高齢者団体やボランティア団体等が魅力ある活動を展開し、社会参加をしたい高齢者の生きがいづくりの場を多様な形で提供しています。
②地域包括ケアシステム等の推進	現状と課題 認知症高齢者、ひとり暮らし高齢者や高齢者世帯が増えています。いつまでも住み慣れた地域で生活できるよう、医療、介護、予防生活支援等が、一体的に適切に提供される必要があります。	市 多職種協働による地域ケア会議等での検討により、課題を抱えるひとり暮らし高齢者等に対し適切な在宅サービスの提供や地域で支援する体制を整備するなど、高齢者が地域で住み続けることができる地域包括ケアシステムの推進に努めます。また、在宅生活が困難な高齢者に対する施設整備を促進します。
	目標 地域包括支援センター等が中心となり、地域における相談や支え合い体制が充実しています。健康づくりや見守り、生活支援、介護サービスが切れ目なく提供され、また、在宅医療と介護の連携が推進されるなど、高齢者が安心して住み続けることができる環境が整っています。	市民 自ら積極的に介護予防に取り組み、認知症予防や健康づくりに取り組みます。また、自らが各種支援サービスの提供者になるなど、地域の活動に参加し、地域力を高めます。
		事業者・団体 地域の各関係団体が連携し、高齢者を支援する体制を整備することにより、地域力を高めます。

施策3. 障害者への支援を推進する

施策概要

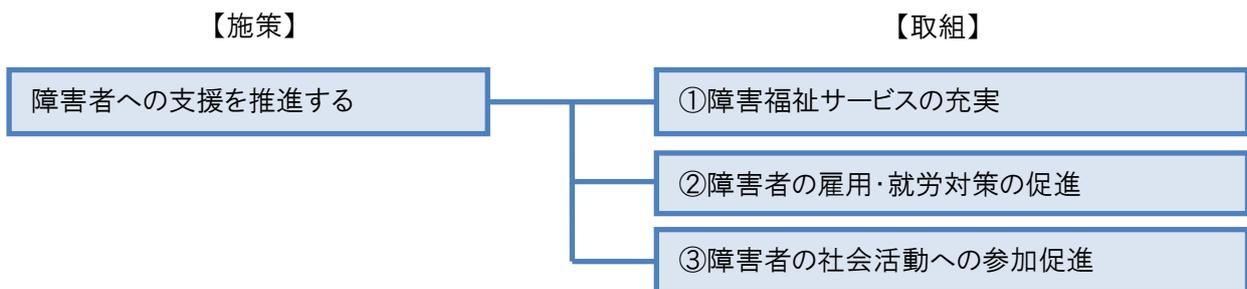
《施策の必要性》

障害者一人ひとりが、地域で自立した生活をおくるためには、障害者の尊厳が守られ、社会参加を妨げる障壁のない地域づくりを推進する必要があります。障害者の自立につながるよう、障害福祉サービスの適正な提供に取り組むとともに、虐待や差別のない誰もが安心して暮らせる共生社会が必要です。

《施策の方向性》

障害福祉サービスの充実や雇用・社会参加を進めることで、障害を正しく理解し、支え合うことで、誰もが地域社会で自立して安心して生活できる共生社会の構築を進めます。

《施策を実現するための取組の体系》



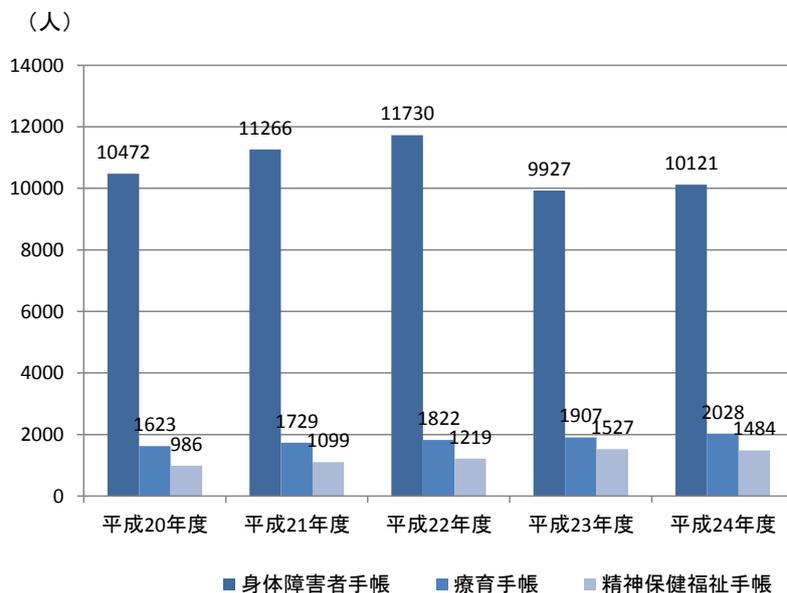
分野別計画等

- 総合保健福祉計画
「すべての人がすこやかに安心して暮らし続けられる福祉のまちづくり」を基本理念とし、「地域福祉計画」「健康いばらき 21・食育推進計画」「障害者施策に関する長期計画・障害福祉計画」「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」など、各分野の計画を包含した保健福祉の領域における総合計画
- 茨木市障害者施策に関する第3次長期計画
障害者施策を推進するための基本理念、基本方針を定めることにより、その方向性と内容を明らかにし、今後の障害者施策推進のための指針となる計画
- 茨木市障害福祉計画(第4期)
茨木市障害者施策に関する第3次長期計画を上位計画とし、基本方向を実現するための実施計画

関連する施策と連携の内容

関連する施策	連携の内容
1-1 地域福祉を推進する	地域福祉ネットワークを活用しながら、地域で安心した生活ができる支援体制を構築します。
2-1 すべての子どもの育ちを支援する	障害児への療育に関する取組との連携を行います。
3-1 生涯学習の機会を増やし情報提供を充実する	研修や講演会等の開催により市民との交流を深める活動を支援します。
3-2 みんなが楽しめるスポーツ活動を推進する	障害者が気軽に生涯スポーツに親しむ活動を推進します。
4-1 災害への備えを充実させる	災害時における要援護者支援プランなど、災害に備えた取組との連携を行います。
5-3 就労支援と働きやすい職場づくりをすすめる	障害者の就労を促進するために、民間企業や障害福祉サービス事業所への働きかけを行い、就労希望者を支援します。
5-5 良好で住みよい環境・景観づくりをすすめる	安全で安心して生活ができる住宅が確保され、居住環境の向上を図ります。
5-7 環境負荷の低減や少子・高齢化社会を見据え持続可能な都市づくりをすすめる	障害者が暮らしやすいユニバーサルデザインのまちづくりを推進します。
7-4 人権尊重のまちづくりを推進するとともに平和の実現をめざす	障害者の人権擁護に努め、虐待の防止や発生時の対応力の向上を図ります。

◆身体障害者・療育・精神保健福祉手帳交付状況(所有者数)の推移◆



取組の目標及び各主体が行うこと

取組	現状と課題及び目標	各主体が行うこと
①障害福祉サービスの充実	現状と課題	市
	一人ひとりに応じたサービスの提供や制度の充実を図ってきたが、障害者が地域で安心して暮らせるよう障害福祉サービスや医療、その他制度のさらなる効果的な利用が図られる必要があります。	障害福祉サービス等の拡充に努めるとともに、サービスの適正化、質の向上が図られるよう、相談支援体制の強化や事業所への指導等に取り組みます。
	目標	市民
	どの地域においても、障害種別や程度にかかわらず一人ひとりの必要性に応じた障害福祉サービス等が利用できます。	障害者自らが選択し、一人ひとりのニーズにあった障害福祉サービス等を利用することで、地域社会で自立した生活を送ります。
②障害者の雇用・就労対策の促進	現状と課題	市
	障害者の就労については、就労支援する事業所が中心となって支援を進めているが、一般就労には結びついていない状況にある。	庁内職場実習やスマイルオフィスなどの就労支援事業を継続するとともに、ハローワーク等の関係機関と連携して、障害者雇用を進める企業に働きかけるなど、障害者の一般就労に向けた支援を行います。
	目標	市民
	障害のある人がいきいきと働き、力を発揮できる就労支援の体制が整っています。	障害を正しく理解し、お互いを支え合いながら共に働きます。
③障害者の社会活動への参加促進	現状と課題	市
	障害者が気軽に外出し、活動参加する機会が十分でなく、主体的に社会活動に参加するための取組が必要です。	障害者が多様な社会活動に積極的に参加できる機会を創出するとともに、障害者自身が主体的に参画できるよう支援します。
	目標	市民
	障害者が自分らしく生きがいを感じられる社会活動への参加の機会が充実しています。	障害者が参加する活動や地域行事、交流会に積極的に参加します。
		事業者・団体
		事業者や団体は、障害者への理解を深め、障害者が積極的に社会活動へ参加できるよう支援します。

施策4. 生活困窮者への支援を推進する

施策概要

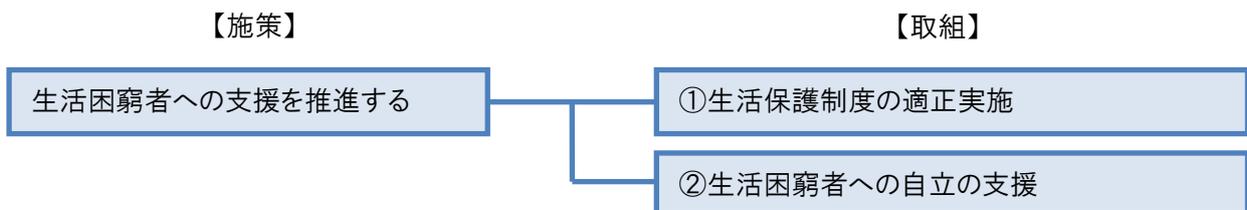
《施策の必要性》

長引く景気低迷や雇用環境の変化、超高齢社会の到来などの影響を受けて、最低限度の生活を維持することが困難な世帯が増えており、生活保護制度をはじめとしてセーフティネット機能の充実が求められています。

《施策の方向性》

生活に困窮する市民に対し、さまざまなサービスが適正に提供されるとともに、困窮状態から自立が図られ、誰もが安心して生活ができるまちづくりを進めます。

《施策を実現するための取組の体系》



分野別計画等

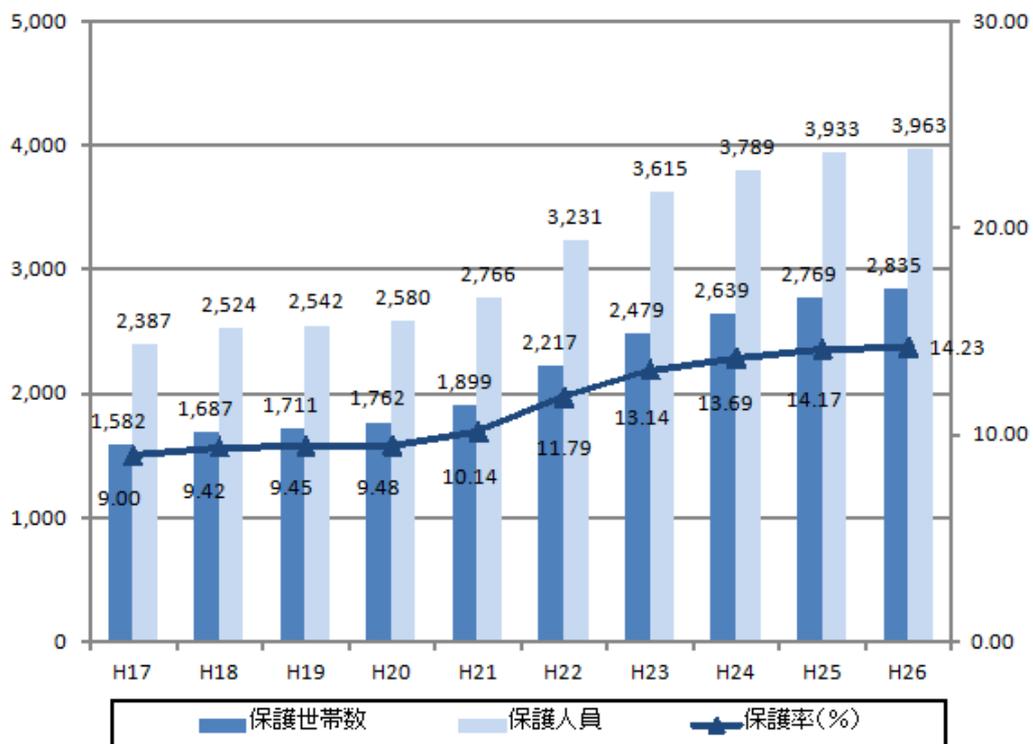
- 地域福祉計画(第2次)

住み慣れた地域で、誰もが人としての尊厳を持って個性や能力をいかしながら、社会参加ができ、安心していつまでも暮らすことができるまちづくりを基本理念とする社会福祉法に規定する計画

関連する施策と連携の内容

関連する施策	連携の内容
1-1 地域福祉を推進する	地域福祉ネットワークを活用し、生活困窮者の発見や支援に努めます。
2-1 すべての子どもの育ちを支援する	子どもの貧困対策の推進に努めます。
2-5 青少年が心豊かにたくましく成長できるよう推進する	ニート・ひきこもりの自立支援に努めます。
5-3 就労支援と働きやすい職場づくりをすすめる	生活困窮者の就労支援に努めます。
7-7 多様な主体による協働のまちづくりを推進する	市民・事業者と協働し助け合い支え合う地域社会の構築に努めます。

◆年度別保護世帯数◆



※各データは各年3月末時点

取組の目標及び各主体が行うこと

取組	現状と課題及び目標	各主体が行うこと
①生活保護制度の適正実施	現状と課題	市
	生活困窮に陥り、自力では生計を維持できない世帯が増加し、生活保護受給世帯は、平成 17 年3月末現在で 1,582 世帯でしたが、平成 26 年3月末には 2,835 世帯となっており、今後も増加することが予想されます。	生活保護制度についての周知を図るとともに、受給者に対しては、就労による自立と健康の保持・増進に努めるよう支援します。 また、事業の周知を図り、不正・不適切な受給に対しては、厳正に対応します。
	目標	市民
	真に支援が必要とされる市民に保護が実施されるとともに、被保護世帯が安心して生活ができるよう、また自立できるようさまざまな支援が図られています。	生活保護制度の理解に努めます。 困ったときには互いに支え合い、助け合う地域づくりに努めます。
		事業者・団体
		事業者は、求職者の受け入れに努めます。また、地域の団体は支援を必要とする市民の把握に努めます。
②生活困窮者への自立の支援	現状と課題	市
	現在、生活保護は受けていないが、経済的困窮や社会的孤立により、生活保護に至る可能性のある市民が増加しています。	生活困窮者の状況を把握し、就労支援をはじめとして、生活困窮者の状況に応じて、適切な支援策を早期に包括的に実施します。
	目標	市民
	生活に困窮している市民が、いつでも相談ができ、必要な支援を受けることで困窮状態からの自立が図られています。	経済的自立に努めます。 困ったときには互いに支え合い、助け合う地域づくりに努めます。
		事業者・団体
		事業者は、中間的就労として、就職困難者の受け入れに努めます。また、地域の団体は支援を必要とする市民の把握に努めます。

施策5. 健康づくりや地域医療を充実する

施策概要

《施策の必要性》

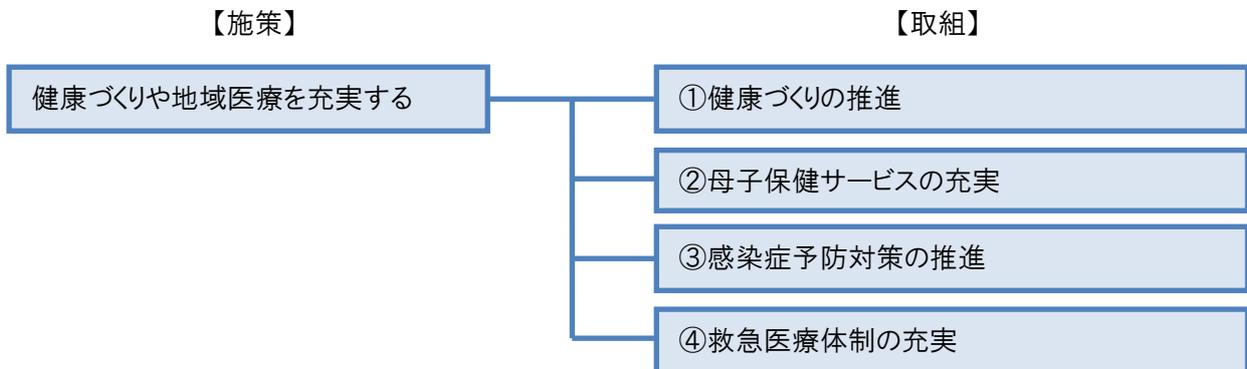
高齢化の進展に伴い、医療費・介護給付費の適正化と限りある医療資源の有効活用が求められる中、健康寿命の延伸に向けた生活習慣病の発症予防や重症化予防を図るための取組がますます重要となっています。また、将来を担う次世代の健康を支えるため、妊婦や子どもの心身の健康づくりを推進していくことも必要です。さらに、市内医療機関における救急医療をはじめとする医療体制の確保や、介護と連携した地域医療の充実が課題となっています。

《施策の方向性》

地域住民の健康保持・増進及び疾病予防を図る地域医療の充実に向け、地区担当制による保健活動の推進など積極的な保健活動を展開し、市として取り組むべき医療・保健・食育施策を推進します。

地域で安心して暮らせるまちをめざし、救急医療体制の充実を図るとともに、すべての市民が自ら地域との連携協力により健康づくりに取り組みます。

《施策を実現するための取組の体系》



分野別計画等

● 総合保健福祉計画

「すべての人がすこやかに、安心して暮らし続けられる福祉のまちづくり」を基本理念とし、「地域福祉計画」「健康いばらき21・食育推進計画」「障害者施策に関する長期計画・障害福祉計画」「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」など、各分野の計画を包含した保健福祉の領域における総合計画

● 健康いばらき21・食育推進計画(第2次)

乳幼児期から高齢期まで、生涯を通じた効果的な健康づくりを行うための推進体制を充実し、生活習慣病予防と市民の健康寿命の延伸に向けた具体的な目標を定める計画

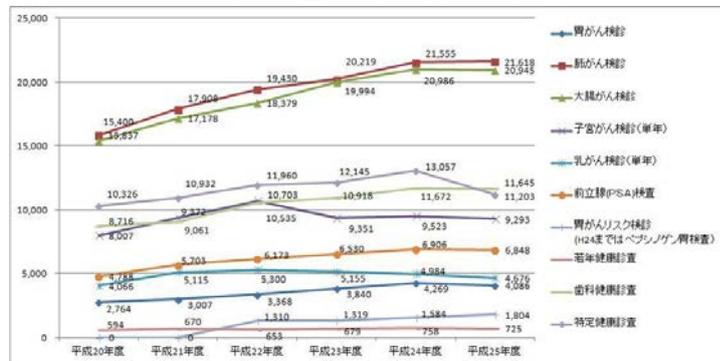
● 新型インフルエンザ等対策行動計画

感染力の強い新型インフルエンザ等の発生に対し、市民の生命及び健康を保護し、市民生活及び経済に及ぼす影響を最小限に抑えることを目的に、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく危機管理としての計画

関連する施策と連携の内容

関連する施策	連携の内容
1-1 地域福祉を推進する	市民が連携協力して健康づくりに取り組み、住み慣れた地域で、安心していつまでも暮らすことができるまちづくりを進めます。
1-2 高齢者への支援を推進する	いつまでも住み慣れた地域で生活できるよう、介護との連携による在宅医療体制の構築に向けた取組を推進します。
1-6 社会保険制度を安定的に運営する	健康寿命の延伸に向けた生活習慣病の発症・重症化の予防、積極的な保健活動による地域住民及び地域全体の健康の保持・増進並びに疾病の予防を推進することにより、医療費・介護給付費の適正化を図ります。
2-1 すべての子どもの育ちを支援する	次代を担う子どもを安心して産み育てることができ、子育てに関する不安や悩みを地域の中で支え合える環境づくりを進めるとともに、安全・安心な広域小児救急を安定的に運営します。
2-3 「生きる力」を育む教育を推進する	子どものうちに正しい食習慣を身につけ、健全な心身と豊かな人間性を育むため、学校、保育所等において十分な教育がなされるよう、家庭や地域と連携を深めながら適切な取組を行います。
4-2 消防・救急体制の充実強化を図る	市内医療機関への救急搬送率を高め市民の安心につなげるため、市内医療機関との連携強化に努めます。

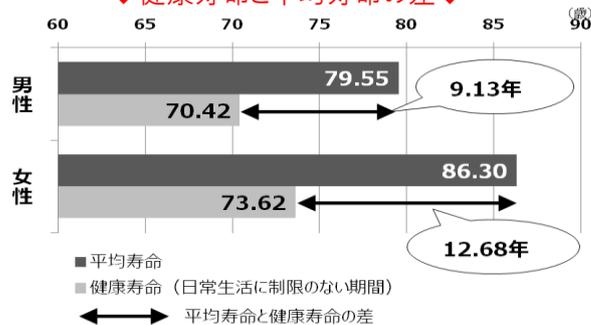
◆健康診査等受診者数の推移◆



子宮がん検診、乳がん検診は2年度間に1度であるが、単年度の受診者数を記載
特定健康診査は法定報告値の受診者数を記載(平成25年度分の確定は平成26年11月)

出典：保健医療課資料

◆健康寿命と平均寿命の差◆



(資料：平均寿命(平成22年)は、厚生労働省「平成22年完全生命表」。健康寿命(平成22年)は、厚生労働科学研究費補助金「健康寿命における将来予測と生活習慣病対策の費用対効果に関する研究」より作成)

平均寿命と健康寿命の差は、日常生活に制限のある「不健康な期間」を意味します。
平均寿命と健康寿命(日常生活に制限のない期間)の差は、平成22年で、男性9.13年、女性12.68年となっています。

取組の目標及び各主体が行うこと

取組	現状と課題及び目標	各主体が行うこと
①健康づくりの推進	現状と課題	市
	子どもから高齢者まで医療や介護サービスの需要が増大するなか、市民が健やかに生活し、健康寿命が延伸する社会をめざして予防・健康管理等に取り組む必要があります。	三師会(※1)等関係団体と連携しながら、健(検)診の実施やその結果等を活用した保健指導、食育推進に関する施策を実施するとともに、保健活動を充実し、生活習慣病の発症及び重症化予防に取り組めます。
	目標	市民
	市民一人ひとりが健康意識を高め、運動習慣や栄養バランスの良い食事など望ましい生活習慣を身につけるとともに、定期的に健(検)診を受診することにより、健康寿命が延伸しています。	健康づくりの主役は市民一人ひとりであるとの考え方に立ち、積極的に健康づくりに取り組みます。
		事業者・団体
		生活習慣病の重症化予防に向け、三師会、医療機関等は市と連携して情報提供や相談支援に努めます。
②母子保健サービスの充実	現状と課題	市
	近年、晩婚化に伴う晩産化や出生体重が低い新生児の増加、子育て環境の変化や児童虐待など、多様化する課題への対応が必要となっています。	健康診査や訪問指導、各種教室等の実施のほか、府や関係機関との連携を密にし、より専門的な相談・指導等の支援を行います。
	目標	市民
	質の高い母子保健サービスの提供や地域での支え合いにより、安心して子どもを産み育てることができる環境となっています。	妊婦健康診査、乳幼児健康診査等を受診します。
		事業者・団体
		府、医療機関、福祉施設、その他関係組織等は市と連携して、母子保健を地域で支援する取組に努めます。
③感染症予防対策の推進	現状と課題	市
	新たな感染症や既知の感染症の再興も想定される中、感染症の発生の予防やまん延の防止のため、感染症に関する正しい知識の普及や情報の収集・整理を、国・府と連携して進めることが求められています。	感染症に関する正しい知識の普及を図り、子どもと高齢者に、予防接種の接種機会を提供します。
	目標	市民
	市民一人ひとりが正しい知識を持ち、必要な準備を進め、適切に対応できる状態になっています。	感染症に対する正しい知識を持ち、感染症予防に努めます。
		事業者・団体
		三師会、医療機関等は市と連携協力し、希望する市民に接種機会を提供します。

※1 三師会

茨木市医師会・茨木市歯科医師会・茨木市薬剤師会のことを言います。

取組	現状と課題及び目標	各主体が行うこと
④救急医療体制の充実	現状と課題	市
	医師をはじめとする医療スタッフの確保が困難である等の理由により、市内二次救急医療機関(※2)の救急受入れ体制が十分でない状況にあります。	市内二次救急医療機関に対し、市内医療体制確保のために必要な支援を状況に応じ行うとともに、安全・安心な広域小児救急を安定的に運営します。
	目標	市民
	関係機関相互の連携協力により、市内医療機関への救急搬送率が高まるなど、市内での医療体制が確保できています。	緊急性のない救急外来の受診を控えるなど、救急患者に適切な医療が提供できるよう協力します。
		事業者・団体
		市内二次救急医療機関は、できる限り救急患者の受け入れを行うよう、体制整備に努めます。

※2 二次救急医療機関

わが国では、都道府県が作成する医療計画に基づき、重症度に応じて初期、二次、三次の3段階の救急医療体制をとっており、直ちに生命には別状ないが手術や入院治療を必要とする患者に対応する医療機関を二次救急医療機関といいます。茨木市は高槻市、摂津市、島本町とともに、三島二次医療圏を構成しています。

施策6. 社会保険制度を安定的に運営する

施策概要

《施策の必要性》

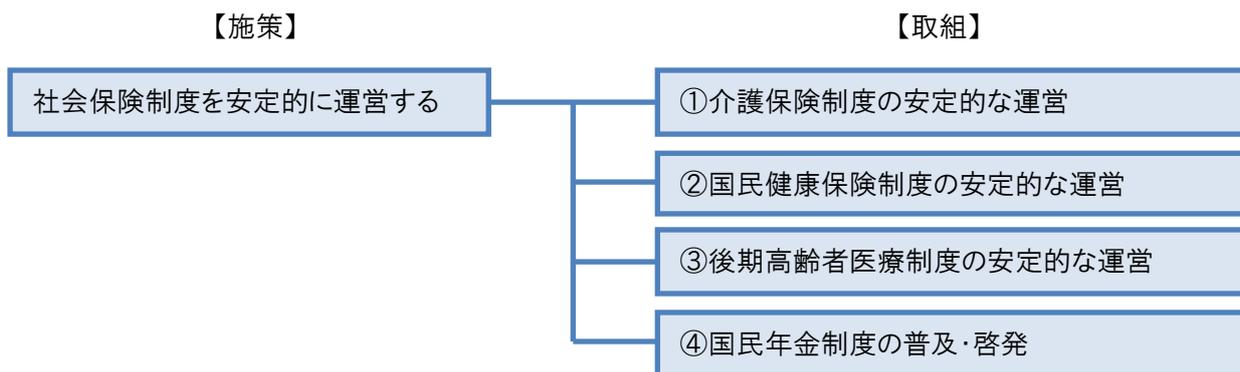
年金、医療、介護分野においては、社会保険制度を基本とし、保険給付の重点化・効率化により医療費の適正化に取り組み、給付と負担の両面にわたる世代間の公平性の確保を図る必要があります。

国における社会保障制度改革の趣旨を踏まえ、少子高齢化社会においても、安心して健やかに暮らすことができる、持続可能な社会保険制度の推進に努めていく必要があります。

《施策の方向性》

社会保険制度の趣旨を踏まえ、すべての世代が相互に支え合い、健やかに暮らすことのできる仕組みを維持するために、健全で安定した財政運営に努め、市民の安心を確保していくことに努めます。

《施策を実現するための取組の体系》



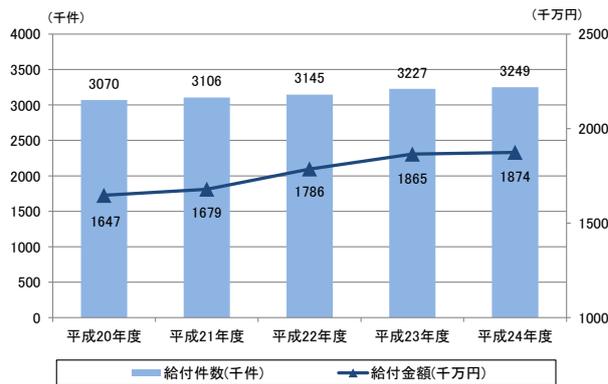
分野別計画等

- 特定健康診査等実施計画(第2期)
平成 20 年4月から、高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、被保険者等を対象に実施が義務付けられている特定健康診査及び特定保健指導について、国の定める基本方針に即して、その実施に関する内容を定めている計画
- 高齢者保健福祉計画(第7次)・介護保険事業計画(第6期)
老人福祉法及び介護保険法の規定に基づき、高齢者福祉事業の供給体制の確保や介護保険事業の円滑な実施に関する事項等を定める計画

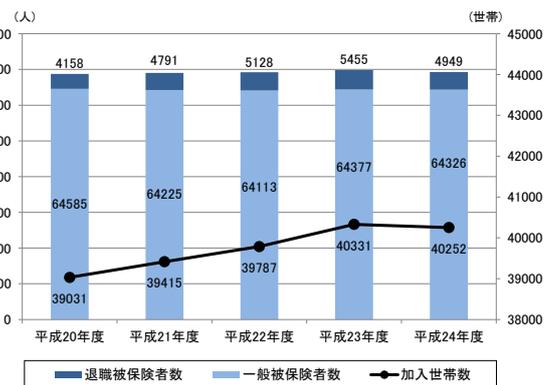
関連する施策と連携の内容

関連する施策	連携の内容
1-2 高齢者への支援を推進する	健康づくり、生きがいつくり、日常生活自立支援などの総合的な施策の展開及び適正な医療や介護の給付の実施により、高齢者が住み慣れた地域で安心して自立した生活が送ることができるよう、取り組みます。
1-5 健康づくりや地域医療を充実する	健康寿命の延伸に向けた生活習慣病の発症・重症化の予防、積極的な保健活動による地域住民及び地域全体の健康の保持・増進並びに疾病の予防を推進することにより、医療費・介護給付費の適正化を図ります。
7-2 社会の変化に対応する効率的・効果的な自治体運営を推進する	負担の公平性確保のため、市債権管理関係担当課との連携を図り、各種保険料収納率の向上による財源の確保に努め、保険制度の安定的運営に努めます。

◆国民健康保険 給付費・件数 推移◆



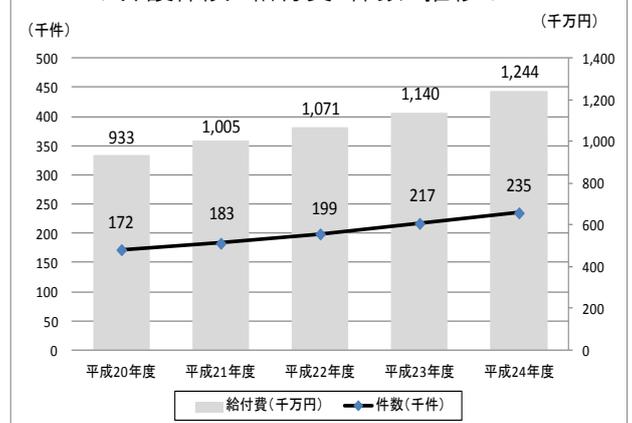
◆国民健康保険 被保険者数・世帯数 推移◆



◆後期高齢者医療制度 被保険者数推移◆



◆介護保険 給付費・件数 推移◆



取組の目標及び各主体が行うこと

取組	現状と課題及び目標	各主体が行うこと
①介護保険制度の安定的な運営	現状と課題	市
	高齢者数の増加に伴い、介護サービスを必要とする人が増え、また、介護サービス利用に要する費用も増加し続けています。	介護予防・健康づくりを通じて、財源の確保に向けた取組の強化を図るとともに、介護サービスを安定的に提供し、介護サービス事業所への指導等によりサービスの質の向上を図ります。
	目標	市民
	介護保険制度が健全に運営されているとともに、質の高い介護サービスが、安定的に提供されています。	介護予防・健康づくりに努めるとともに、保険料の納期限内の納付に努めます。
②国民健康保険制度の安定的な運営	現状と課題	市
	高齢者数の増加による医療費の増大、被保険者の低所得化等による保険料収納率の低迷など、国保事業は厳しい状況にあり、それらに的確・適正に対応し、国保事業を安定的・健全に運営していく必要があります。	特定健診等の推進により被保険者の健康維持増進を図るとともに、レセプト点検の強化や適正受診啓発による給付の適正化及び保険料収納対策の推進により、事業の安定的で健全な運営に努めます。
	目標	市民
	給付の適正化や保険料収納率の向上により、負担の公平性が図られ、事業運営が安定化・健全化し、国民皆保険制度の基盤としての役割を果たしています。	医療機関への適正受診や自らの疾病予防・健康管理に努めるとともに、保険料の納期限内の納付に努めます。
③後期高齢者医療制度の安定的な運営	現状と課題	市
	平成 20 年度開始以来制度は定着していますが、高齢者数の増加による医療費の増大に伴い、制度運営のための公費負担と若年層からの支援金が増加を続けています。	保険料の収納確保を図るほか、高齢者に配慮したきめ細やかな取組や対応に努めます。
	目標	市民
	運営主体である大阪府後期高齢者医療広域連合と連携して、安定的な制度運営が図られています。	医療機関への適正受診や自らの疾病予防・健康管理に努めるとともに、保険料の納期限内の納付に努めます。
		事業者・団体
		介護サービス事業所は、適正な事業運営を図るとともに、質の高いサービスを提供します。
		事業者・団体
		三師会及び大阪府国民健康保険団体連合会は、市と協力し、制度の適正な運営に努めます。
		事業者・団体
		大阪府後期高齢者医療広域連合は、市と協力し、制度の適正な運営に努めます。

取組	現状と課題及び目標	各主体が行うこと
④国民年金制度の普及・啓発	現状と課題	市
	国民年金保険料の負担感や制度そのものへの不信感が若年層を中心に広がっており、国民年金への加入率及び保険料納付率が低下しています。	窓口等での相談業務の充実を図りながら、加入促進・受給権の確保に努めます。
	目標	市民
	日本年金機構との協力連携を通じて、制度の普及・啓発に努め、20歳以上市民の加入漏れ・届け出漏れがなくなるとともに、保険料納付率も向上しています。	国民年金制度の趣旨を理解し、加入届出を行い、保険料の納期限内の納付に努めます。
		事業者・団体
		日本年金機構は、市と協力連携し、制度の普及・啓発に努め、加入促進・受給権の確保に努めます。

施策1. すべての子どもの育ちを支援する

施策概要

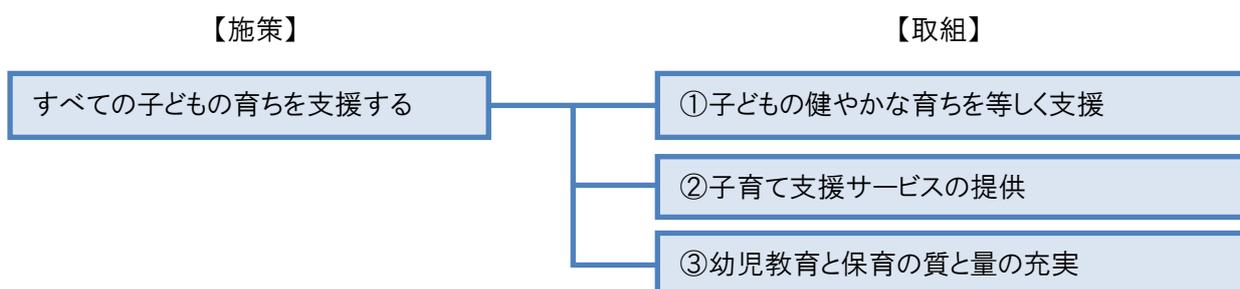
《施策の必要性》

本格的な人口減少社会の到来を迎える中、少子化問題に対応するため、妊娠期から子育て期にかけての切れ目のない支援の推進と、待機児童の解消など仕事と子育てを両立できる環境の整備を図ることが喫緊の課題となっています。また、幼児期の教育・保育が人格形成の基礎を培うことから、就学前の質の高い教育・保育の総合的な提供が求められています。さらに、社会的な支援が必要な子ども・家庭をはじめとした、すべての子どもの育ちと子育てを社会全体で支えていく必要があります。

《施策の方向性》

次世代育成支援行動計画に基づき、すべての子ども・家庭の状況に応じた切れ目のない支援を行うことにより、子どもの健やかな育ちを保障するとともに、安心して子育てできる環境を整えます。

《施策を実現するための取組の体系》



分野別計画等

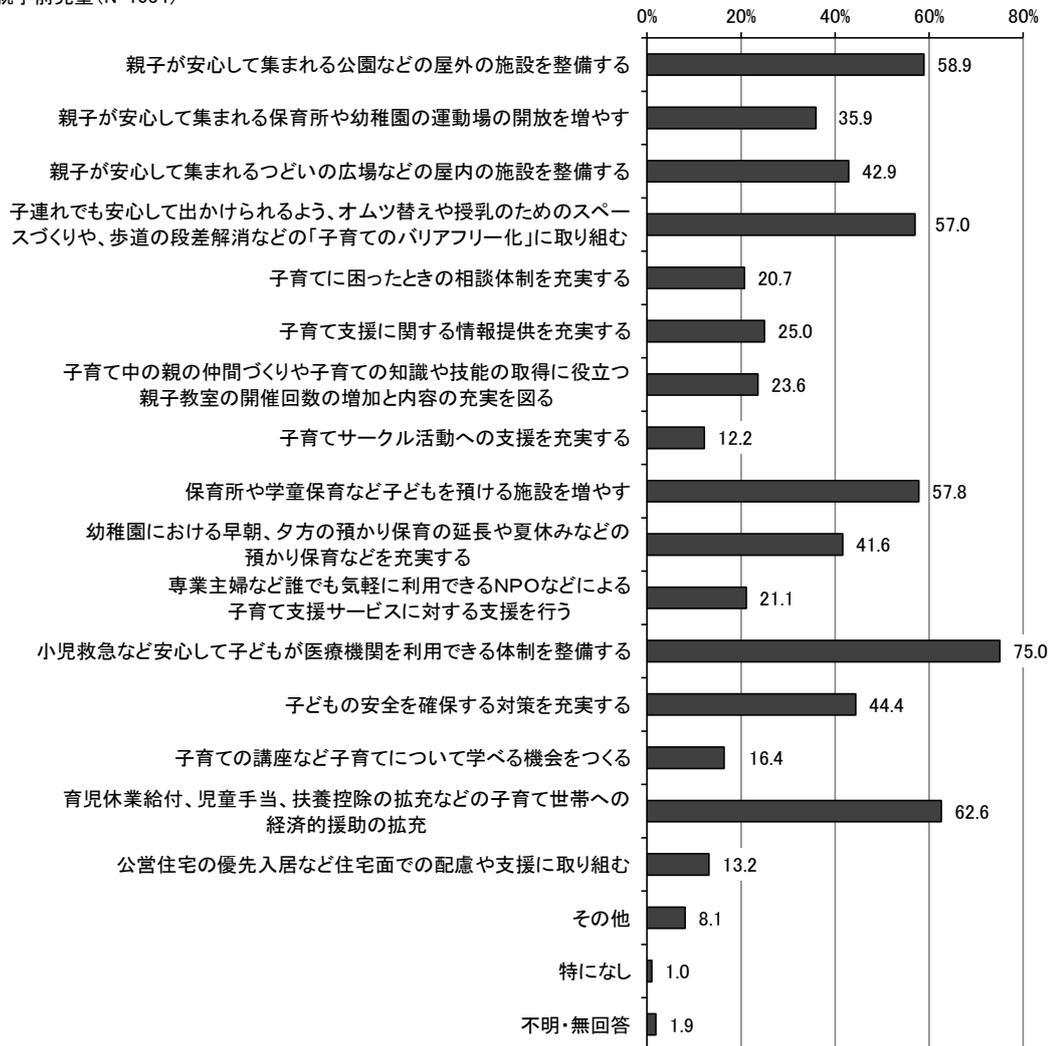
- 次世代育成支援行動計画(第3期)
すべての子どもの育ちと子育てを切れ目なく、社会全体で支えるための施策を示す計画

関連する施策と連携の内容

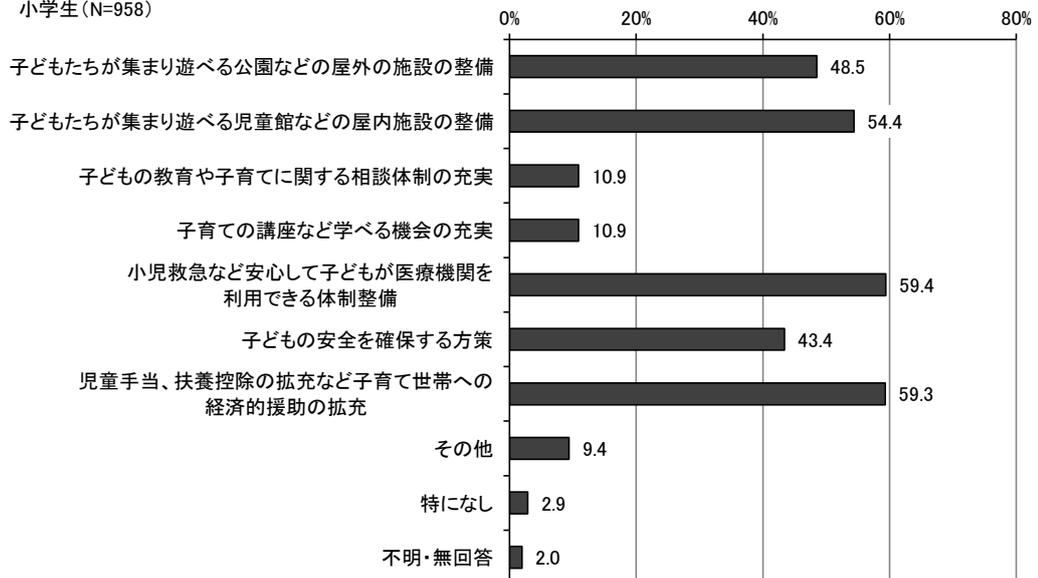
関連する施策	連携の内容
1-1 地域福祉を推進する	子育ての孤立化等を予防するため、地域での見守り・支援を行います。
1-3 障害者への支援を推進する	発達に課題のある子どもへの早期療育に努めます。
1-4 生活困窮者への支援を推進する	貧困の連鎖を食い止める手段として子どもの就学支援等を行います。
1-5 健康づくりや地域医療を充実する	妊婦健診や乳幼児健診により安心して出産・子育てができる環境を整えます。
2-2 地域ぐるみの子育てを推進する	子育て支援ネットワークを活用し、地域の子育て力の向上を図ります。
2-3 「生きる力」を育む教育を推進する	保育所・幼稚園と小学校の連携によるスムーズなステージ移行を図ります。中学生と乳幼児の交流機会を設けます。
5-3 就労支援と働きやすい職場づくりをすすめる	ひとり親家庭等の就労を支援します。一般事業主行動計画策定を啓発します。
7-5 市民とともに男女共同参画社会の実現をめざす	男性の家事・育児への参加意識を啓発します。子どもに対する性犯罪や面前DVの予防啓発を行います。

◆充実してほしい子育て支援サービス◆
(複数回答)

就学前児童(N=1034)



小学生(N=958)



取組の目標及び各主体が行うこと

取組	現状と課題及び目標	各主体が行うこと
①子どもの健やかな育ちを等しく支援	現状と課題	市
	児童手当などの給付を行い、こども医療の拡充を図るとともに、障害のある児童の社会生活等を支えるための療育サービスを充実し、児童虐待の予防、早期対応等に努めています。また、ひとり親家庭に対する自立支援員による相談援助、自立支援給付金の支給等を行っています。今後も、子どもの貧困対策をはじめ、さまざまな立場の子ども・家庭への支援に努める必要があります。	子ども・子育て支援施策の拠り所として、次世代育成支援行動計画を5年ごとに策定するとともに、児童虐待の予防や発達支援、医療費の助成やひとり親家庭への支援、修学意欲のある若者へのサポートなど個々の状況に応じた支援が行える体制を整えます。
	目標	市民
	社会的な支援が必要な子ども・家庭をはじめとするさまざまな状況にある子どもが健やかに育つための環境が整っています。	子育て家庭の孤立化を防ぐとともに早期の通告による虐待の予防に努めます。
②子育て支援サービスの提供	現状と課題	市
	子育て家庭の負担感や不安の軽減を図るため、ニーズに応じて「ほっと」できる場を提供し、一時保育、ヘルパー派遣、子育て相談などを気軽に活用できるよう子育て支援サービスの充実に努めています。今後も必要な子育て支援サービスが有効に活用されるよう、市民周知に努める必要があります。	さまざまなニーズに対し総合的かつ有効な支援サービスを提供できるよう体制を整えるとともに、子育てに関する情報を積極的に提供します。
	目標	市民
	個々のニーズに応じた支援サービスが活用され、安心して子育てができるようになっています。	個々のニーズに応じた情報を収集し、活用します。
		事業者・団体
		一般事業主行動計画(※)の策定をはじめ、従業員の子育て支援に努めます。

※ 一般事業主行動計画

次世代育成支援対策推進法に基づき、企業が従業員の仕事と子育ての両立を図るための環境整備などに取り組むための対策や実施時期を定めるものです。

取組	現状と課題及び目標	各主体が行うこと
③幼児教育と保育の質と量の充実	<p align="center">現状と課題</p> <p>保護者の就労等の事情により幼児教育を希望する者がこれを受けられない状況が見られたり、保育ニーズの高まりから、多くの待機児童が生じている現状があります。幼児期の教育や保育は生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることから、すべての子どもに等しく提供される必要があります。</p>	<p align="center">市</p> <p>幼稚園、認定こども園、保育所等における質の高い教育・保育の提供体制を計画的に整備するとともに、その充実・向上に努めます。</p>
	<p align="center">目標</p>	<p align="center">市民</p>
	<p>待機児童が解消されるとともに、保護者のニーズに応じた質の高い幼児教育・保育が総合的に提供されています。</p>	<p align="center">事業者・団体</p> <p>幼児教育・保育に関わる事業者は、多様化する保護者ニーズに迅速かつ適切に対応できる質の高い教育・保育環境の提供に努めます。</p>

施策2. 地域ぐるみの子育てを推進する

施策概要

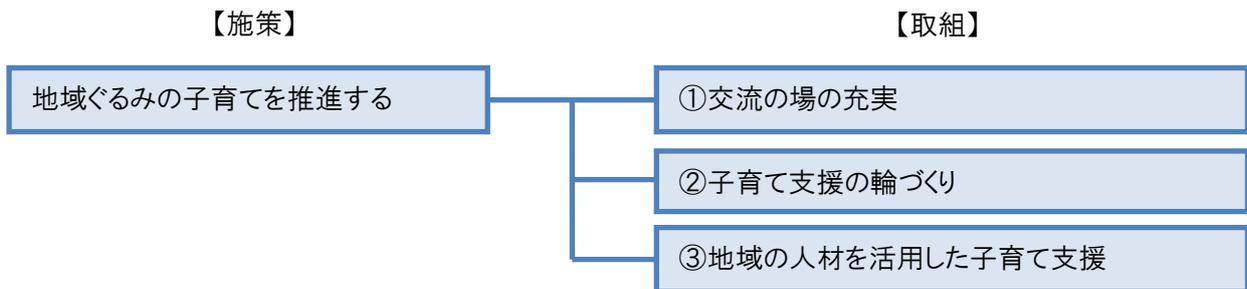
《施策の必要性》

子育ての第一義的責任は保護者にあると言われていますが、核家族化が進展し、近隣との関係が希薄化していることなどから、子育て家庭の孤立化等が危惧されます。地域におけるさまざまな立場の人たちが互いに連携・協力し、子育てに関わることで、地域の子育て力を充実していくことが求められます。

《施策の方向性》

地域のさまざまな人材が連携・協力し子育てを支援することで、親子ばかりではなく世代を超えた人たちの交流の場が充実するなど、「子育てでつながる地域社会」の実現をめざします。

《施策を実現するための取組の体系》

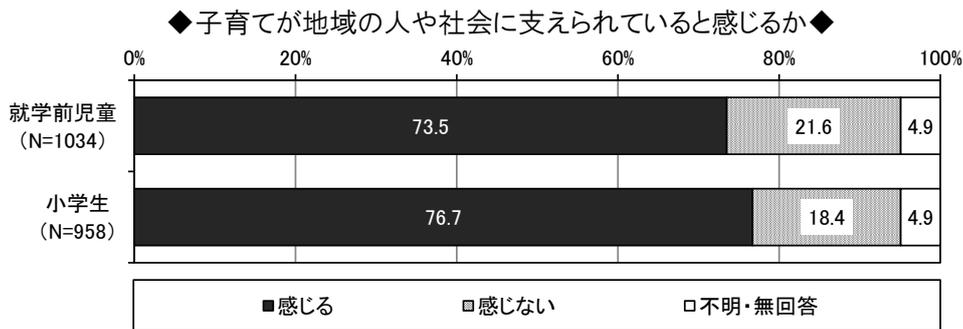


分野別計画等

- 次世代育成支援行動計画(第3期)
すべての子どもの育ちと子育てを切れ目なく、社会全体で支えるための施策を示す計画

関連する施策と連携の内容

関連する施策	連携の内容
1-1 地域福祉を推進する	地域福祉ネットワークなどによる子育て世帯への支援を行います。
1-2 高齢者への支援を推進する	高齢者の地域における活動としての子育て支援を行います。
2-1 すべての子どもの育ちを支援する	保育所・幼稚園における園庭開放を行います。
7-6 地域コミュニティを育み、地域自治を支援する	地域コミュニティにおける子ども・子育ての新たな支え合い体制の構築を図ります。
7-7 多様な主体による協働のまちづくりを推進する	子育て支援に関心を持つ人材の育成を図ります。



◆支えられていると感じる人、支えてほしい人◆
(複数回答)

【就学前児童】	支えられていると感じる人 N = 760		支えてほしい人 N = 223	
	件数	%	件数	%
近所の人	292	38.4	43	19.3
同じ世代の子どもを持つ保護者	506	66.6	79	35.4
民生委員、児童委員、自治会、子ども会などの地域団体の役員	5	0.7	27	12.1
地域活動を行っているNPOなどの人	45	5.9	28	12.6
幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点などの職員	457	60.1	82	36.8
市役所の職員	27	3.6	26	11.7
その他	51	6.7	23	10.3
不明・無回答	11	1.4	40	17.9

【小学生】	支えられていると感じる人 N = 735		支えてほしい人 N = 176	
	件数	%	件数	%
近所の人	326	44.4	22	12.5
同じ世代の子どもを持つ保護者	597	81.2	56	31.8
民生委員、児童委員、自治会、子ども会などの地域団体の役員	7	1.0	26	14.8
地域活動を行っているNPOなどの人	37	5.0	26	14.8
市役所の職員	14	1.9	14	8.0
その他	44	6.0	21	11.9
不明・無回答	15	2.0	53	30.1

取組の目標及び各主体が行うこと

取組	現状と課題及び目標	各主体が行うこと
①交流の場の充実	現状と課題 身近な地域で子育て中の親子が気軽に楽しくつどい、情報交換ができる場の充実に努めています。今後子育てを担う子どもたちへの関わりとして、子育て中の親子が子育ての楽しさを伝える機会を増やす必要があります。また、父親の参加や学生・高齢者等との交流の場の充実が必要です。	市 子育て中の親子が利用しやすい身近な地域での交流の場を展開するとともに、交流の活性化を推進します。子育て中の親子が主役となり、次世代の子育てへの啓発を行えるよう積極的に学校等との連携を図ります。
	目標 子育て中の親子が気軽に交流できる場が地域の中に充実しています。	市民 インターネットからの情報を活用しつつ、直接顔を合わせて情報交換するなど、積極的な交流をします。
		事業者・団体 事業者は親子交流の場を運営するとともに、商業スペースなどで交流の場を提供します。学校において、子育て中の親子と交流する事業を積極的に取り組みます。
②子育て支援の輪づくり	現状と課題 子育てに関する情報の共有や子育てに関わっている人たちがつながるための連絡会を行っています。お互いの特色を認め合い、地域での連携をより高めるための体制を整備する必要があります。	市 子育て支援者だけでなく子育て中の当事者も含めた連携の場を設け、地域での子育て力を向上します。身近な地域ごとに子育て支援の拠点を配置し、互いに連携することで支援の隙間をなくします。
	目標 地域に根差した子育て支援の輪をつくり、それぞれが互いに支え合いながら、特色をいかした活動が展開されています。	市民 さまざまな支援等を利用したり、イベントに参加・協力します。
		事業者・団体 支援者は、それぞれの持つ特色を最大限にいかした活動を展開するとともに、他の支援者と連携をもち、情報交換等を積極的に行い、有意義な情報提供を行います。
③地域の人材を活用した子育て支援	現状と課題 地域には、育児、学習、生活等のさまざまな知識を持つ高齢者などの子育て経験者がいます。また、民生委員・児童委員や地区福祉委員がおられ、子育て支援をしている民間団体などがあります。それらの地域の人材をより一層活用することが必要です。	市 子育て経験者、民生委員・児童委員、地区福祉委員、民間団体などが連携・協力しやすくなるようなきっかけづくりをします。
	目標 地域の人材がさまざまな形で活用され、地域住民の経験・知識・技術等をいかした活動が展開されています。	市民 経験・知識・技術等をいかすなど、積極的に活動・参加します。
		事業者・団体 経験・知識・技術等をいかすなど、積極的に活動・参加・協力します。

施策3. 「生きる力」を育む教育を推進する

施策概要

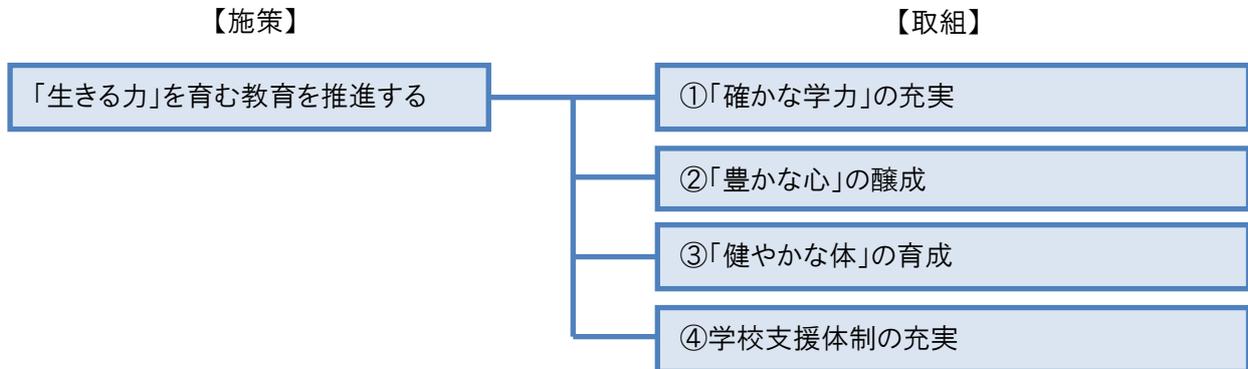
《施策の必要性》

平成18年の「教育基本法」改正により新しい時代の教育の基本理念が示され、その後、「生きる力」を一層育むことをめざして学習指導要領も改訂されました。一方、経済のグローバル化や高度情報化、少子高齢化が急速に進み、「貧困」「格差」の問題が大きな社会問題となっています。また、21世紀は知識基盤社会と言われ、次代を担う子どもたちには、知識や技能を活用して課題を解決する力、変化の激しい社会に柔軟に対応し、力強く生き抜く力が求められており、子どもたちが、自らの力で困難を乗り越え、未来を切り拓く力を育む必要があります。

《施策の方向性》

すべての児童・生徒の「生きる力」、すなわち「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」を育成し、個人の可能性を最大限引き出すため、学校園をはじめ保育所、関係諸団体が連携して就学前から中学校卒業まで一貫した「きめ細やかで質の高い教育」を保障し、「学びを通じた信頼される学校づくりを進めます。

《施策を実現するための取組の体系》



分野別計画等

- 次世代育成支援行動計画(第3期)
すべての子どもの育ちを切れ目なく、社会全体で支えるための施策を示した計画
- 第3次学力・体力向上3カ年計画
「学習事項の定着(学力調査で図れる学力)」「ゆめ力」「自分力」「つながり力」「学び力」「体力」を育成し、「知・徳・体」の調和のとれた子どもの育成をめざす計画
- いじめ防止基本方針
いじめ防止対策推進法第12条の規定に基づいて、これまで本市が示してきた事項をあらためて確認・徹底し、いじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための方針

関連する施策と連携の内容

関連する施策	連携の内容
1-3 障害者への支援を推進する	子ども一人ひとりの教育的ニーズを把握し、将来の自立や就労をはじめとする社会参加をめざした適切な指導・支援を行います。
1-5 健康づくりや地域医療を充実する	食に関する指導にあたっては、指導の全体計画を学校の教育計画に位置づけ、学校教育全体を通して実施します。
2-1 すべての子どもの育ちを支援する	保幼小連携ベースカリキュラムに基づく実践を小学1年生で進めるとともに、中学校ブロック内の連携推進に努めます。
2-4 魅力ある教育環境づくりを推進する	登下校の安全については、地域と一体となった「子どもを守る大人のスクラム」の充実を図ります。
3-1 生涯学習の機会を増やし情報提供を充実する	市立図書館の司書や読み聞かせ講師の招聘、団体貸出の利用等の連携を通して図書館教育の充実を図ります。
3-3 文化芸術活動を支援し歴史と伝統を継承する	児童・生徒に「ふるさと茨木」への愛着と誇りを育むとともに、わが国の歴史や文化・伝統を大切にすることを育てます。
4-2 消防・救急体制の充実強化を図る	平素より各校園での事故発生時における救急及び緊急連絡体制について、教職員に周知徹底し、危機管理に万全を期しています。
4-4 消費者教育を推進し、自立した消費者の育成に努める	新学習指導要領に基づき、社会科、公民科、家庭科、技術・家庭科などを中心に消費者教育に関する教育内容を充実させます。
5-1 地域経済を支える産業をまもりそだてる	安全・安心な農作物が供給されるように推進します。
6-3 ライフスタイルの見直しで低炭素なまちをめざす	児童・生徒に地球温暖化や環境問題など人間と環境の関わりについての認識を深めさせ、自発的に行動する意欲や態度を育みます。
7-4 人権尊重のまちづくりを推進するとともに平和の実現をめざす	さまざまな人権問題の解決に向けて、校内組織体制を整備して人権教育を推進します。
7-5 市民とともに男女共同参画社会の実現をめざす	すべての教育活動において、男女共同参画社会の実現を目的とした男女平等教育を充実させます。

取組の目標及び各主体が行うこと

取組	現状と課題及び目標	各主体が行うこと
①「確かな学力」の充実	現状と課題	市
	学校と市教委が、「茨木っ子プラン 22」「同 ステップアッププラン 25」の計6年にわたる学力向上施策に取り組んだ結果、児童・生徒の学力は着実に向上していますが、さらに小中学校が連携して学力課題を克服する必要があります。	学校と市教委は、進行中の「茨木っ子ジャンプアッププラン 28」後も学力向上施策に継続して取り組めますが、特に就学前を含めた保幼小中連携や市立図書館等との連携を図って「質の高い教育」をめざします。
	目標	市民
	小中学校が連携して学力向上にかかる組織的・計画的な取組を推進しており、児童・生徒は学習習慣を身につけ、知識や技能を活用して学習に取り組む、学ぶ喜びを実感しています。	市教委が作成した「家庭で学力を育てるヒント」を参考に、家庭の状況に応じてできることから取り組めます。
		事業者・団体
②「豊かな心」の醸成	現状と課題	市
	互いに高めあう人間関係づくりをめざして「ゆめ力」「自分力」「つながり力」(※)の育成を図っていますが、いじめ・不登校等の問題事象、特にインターネットを通じて行われるいじめ事象への対応が必要です。	道徳教育・人権教育の充実を図るとともに、「茨木市いじめ防止基本方針」に基づきいじめの未然防止の取組により、いじめや不登校の早期発見・早期対応を図ります。
	目標	市民
	一人ひとりの児童・生徒が基本的な倫理観や規範意識を身につけ、学校生活全体の中で自らの大切さや他の人の大切さが認められていることを実感し、安心して学ぶことができます。	あいさつ運動や見守り活動など社会全体で豊かな心を育む取組を推進します。
		事業者・団体
		事業所は職場体験活動の受け入れを通じて、こども会等の青少年育成団体は、自然体験活動や集団宿泊体験活動を通じて、児童・生徒の道徳性の育成に努めます。

※「ゆめ力」「自分力」「つながり力」

「ゆめ力」＝将来の展望を持ち、努力できる力

「自分力」＝規範意識を持ち、自分をコントロールする力

「つながり力」＝他者を尊重し、積極的に人間関係を築こうとする力

取組	現状と課題及び目標	各主体が行うこと
③「健やかな体」の育成	現状と課題	市
	体力測定の結果を活用し、生涯にわたって健康な体と体力の維持・向上を図ろうとする基礎を培う必要があります。また、学校給食等においては、正しい食習慣の習得と健やかな発達のため食育を推進するとともに食物アレルギー対応の充実が必要です。	体力測定の実績結果を提供して、健康や体力の維持・向上、「食」への意識を高めるとともに、蓄積した結果を体育指導に有効に活用します。食物アレルギーへの的確な対応を図るとともに、地元食材の使用などにより学校給食等における食育の充実に努めます。
	目標	市民
	小中学校が連携した体力向上の取組や授業改善、体力測定結果の活用を進めたことにより、児童・生徒は、健康への意識が高まり、体力向上の意欲や運動に親しむ機会が増えています。給食では安心・安全な地元食材の使用量が向上し、的確なアレルギー対応ができています。	夏季休業中のラジオ体操や地域のスポーツイベント等、体を動かす機会には家族で積極的に参加し、運動する楽しみと健康に対する関心を子どもとともに共有します。
		事業者・団体
		こども会をはじめとする青少年関係団体は、スポーツ活動などを活発に取り組んでいます。 また、農業協同組合など関係団体は、地元生産者を結びつけ、食材の運搬を担うなど、その活用推進のため市との連携に努めます。
④学校支援体制の充実	現状と課題	市
	最新の教育情報を提供し、研修を実施することにより、教職員の資質・能力向上に努めていますが、増加している経験の浅い教員への対応が課題です。相談業務では、児童・生徒、保護者、教職員の不安や悩みに対応し、支援しています。	初任者、ミドルリーダー、管理職等に必要情報を分析・選択して研修を実施するとともに、イントラネットを活用し情報提供を行います。発達相談や不登校・いじめ等の不安や悩みへの相談業務及び支援を充実します。
	目標	市民
	教職員は、最新の技術や情報をもとに授業改善に取り組んでいます。丁寧な相談活動による状況把握と分析の結果、学校と連携した適切な指導・支援が行われ、相談者の学校生活への不安が軽減しています。	授業参観などにより学校の状況を把握するとともに、学校評価に参加して意見を述べ、児童・生徒がよりよい学校生活を送れるよう支援します。
		事業者・団体

施策4. 魅力ある教育環境づくりを推進する

施策概要

《施策の必要性》

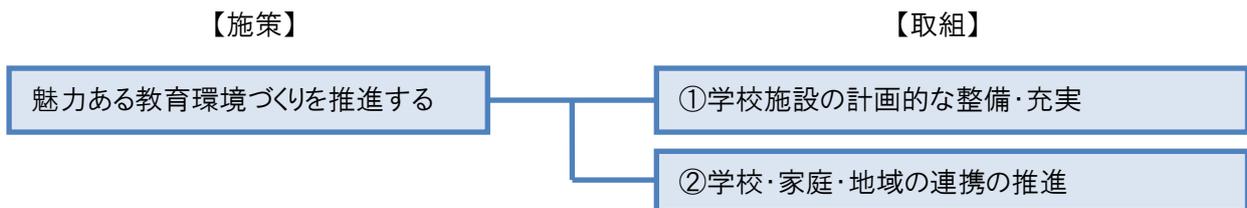
安全・安心で快適な教育環境を計画的・効果的に整備することが必要です。また、学校・家庭・地域の連携による教育コミュニティの構築と、子どもたちの安全で安心な居場所づくりが求められています。

《施策の方向性》

それぞれの学校において、子どもたちが良好で快適な環境のもとで教育を受けることができる環境を整備します。

また、地域における教育コミュニティづくりが進むとともに、子どもたちが安全に安心して過ごすことができる環境を整えます。

《施策を実現するための取組の体系》



分野別計画等

- 次世代育成支援行動計画(第3期)
 - すべての子どもの育ちを切れ目なく、社会全体で支えるための施策を示す計画

関連する施策と連携の内容

関連する施策	連携の内容
2-3 「生きる力」を育む教育を推進する	地域における教育コミュニティづくりを推進することで、子どもたちの教育環境の整備を図ります。
4-3 防犯や多様な危機への対策強化を図る	各地域において子どもたちの見守りなど防犯活動が行われ、安心安全なまちとなっています。
7-6 地域コミュニティを育み、地域自治を支援する	地域の子は地域で育てるといった意識が醸成され、地域コミュニティが育まれています。
7-7 多様な主体による協働のまちづくりを推進する	地域の人々が、子どもにかかわる活動に参加しています。

取組の目標及び各主体が行うこと

取組	現状と課題及び目標	各主体が行うこと
①学校施設の計画的な整備・充実	現状と課題	市
	快適な教育環境等を整えるため、校舎内環境の向上等の再整備を進めています。子どもたちが健康でいきいきと学ぶことができる教育環境を確保し、ICT の活用など多様化する学習に対応した設備等の充実が求められています。	老朽化する施設の長寿命化改修に取り組むとともに、社会環境や生活様式の変化などを踏まえた良好で快適な環境を提供します。
	目標	市民
	学校施設・設備等が、計画的に更新されることにより、快適で、利便性や機能性を持たせ、効果的な児童・生徒の学習が行われています。	学校の施設・設備を大切に使う意識・マナーを高めます。
②学校・家庭・地域の連携の推進	現状と課題	市
	地域住民のつながりが希薄になり、地域の教育力や家庭の教育力が低下する傾向にあります。また、子どもたちが安全に安心して過ごすことのできる環境づくりが求められています。	校区を基盤とした 学校・家庭・地域の連携による教育コミュニティづくりを推進するとともに、子どもへの安全教育や安全で安心な居場所の提供を行います。
	目標	市民
	学校・家庭・地域が 互いに情報共有し、それらが連携して教育コミュニティづくりを進めています。また、子どもたちの安全で安心な居場所づくりや地域での見守り体制が整っています。	経験・知識・技術等をいかし、活動に参加・協力します。
		事業者・団体
		地域の団体や事業者が経験・知識・技術等をいかし、活動に参加・協力します。

施策5. 青少年が心豊かにたくましく成長できるよう推進する

施策概要

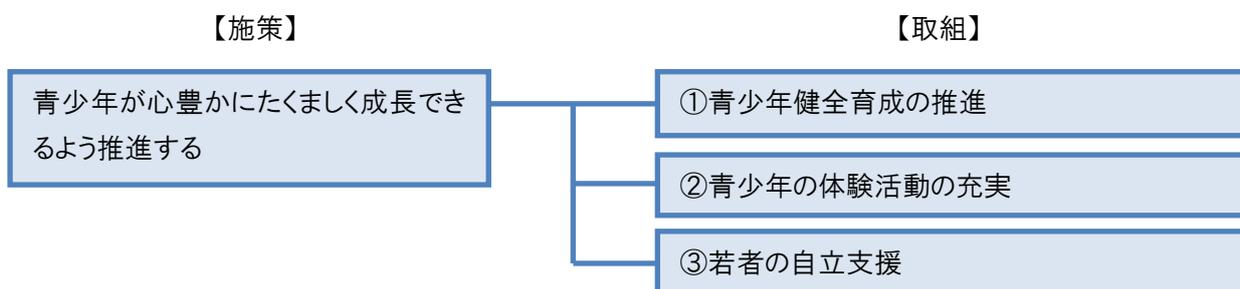
《施策の必要性》

都市化、少子化、地域とのつながりの希薄化など、青少年を取り巻く社会環境が変化の中で、青少年の体験活動の機会が減少するとともに、青少年の規範意識が低下し、非行が低年齢化するなど、青少年の健全育成は困難な環境にあります。また、生活困窮のみならず就労・自立に向けた支援を必要とするなど課題を抱える若者も増加しています。青少年がさまざまな地域活動や体験活動に参加するとともに、適切な支援を受けることにより、心豊かにたくましく成長することができるよう、取組を進める必要があります。

《施策の方向性》

全ての青少年がさまざまな地域活動や体験活動に参加するとともに、適切な支援を受けることにより、心豊かにたくましく成長することができるよう取組を進めます。

《施策を実現するための取組の体系》



分野別計画等

- 次世代育成支援行動計画(第3期)
すべての子どもの育ちを切れ目なく、社会全体で支えるための施策を示す計画

関連する施策と連携の内容

関連する施策	連携の内容
1-4 生活困窮者への支援を推進する	若年困窮者への支援策を実施します。
2-3 「生きる力」を育む教育を推進する	体験活動の機会を提供することで、「豊かな心の醸成」に努めます。
5-3 就労支援と働きやすい職場づくりをすすめる	ひきこもり等の若者に対する就労支援を図ります。
7-7 多様な主体による協働のまちづくりを推進する	地域におけるさまざまな健全育成団体がそれぞれの目的をもち活動することで、地域におけるコミュニティづくりを推進します。

取組の目標及び各主体が行うこと

取組	現状と課題及び目標	各主体が行うこと
①青少年健全育成の推進	現状と課題	市
	地域における人間関係が希薄化する中、「地域の子どもは地域で見守り、育てる」ため青少年育成団体が活発な活動ができるよう支援するとともに、青少年を取り巻く社会環境の整備を図る必要があります。	地域において、健全育成を啓発するとともに、健全育成団体の支援に努めます。 青少年問題協議会(※)の提唱により、青少年健全育成のための安全安心な環境整備に努めます。
	目標	市民
	各地域で青少年健全育成の行事等が活発に実施されることにより、地域の子どもは地域で見守り、育てるという市民意識の醸成がされています。	地域で実施される健全育成の行事に積極的に参加・協力し、地域の子どもを見守ります。 事業者・団体 青少年健全育成団体は、地域における人間関係の構築及び青少年の規範意識の醸成のための事業の実施に努めます。 青少年指導員会は、青少年を有害環境から保護するための活動に努めます。
②青少年の体験活動の充実	現状と課題	市
	社会の変化により、これまで身近にあった遊びや体験の場が減少しています。青少年は体験活動を通して、コミュニケーション力、規範意識、道徳心等社会で求められる基礎的な能力を養うことができますが、こども会の組織率が低下するなど、体験格差が生じています。	こども会等体験活動の機会を提供する団体の活動支援に努めます。 上中条青少年センター及び野外活動センターの施設整備を進めるとともに、青少年の体験活動の充実を図ります。
	目標	市民
	青少年が活動拠点である上中条青少年センター及び青少年野外活動センターなどでの体験活動を通して自尊感情や生きる力を高め、自分の将来に対して夢や希望を持つことができるような集団活動が活発に展開しています。	情報収集に努め、体験活動の機会を活用します。 事業者・団体 こども会等各種団体は、青少年の体験活動の機会の提供に努めます。

※ 青少年問題協議会

市長を会長とし、学識経験者、市議会議員、警察署・保健所・子ども家庭センターなどの関係行政機関、関係団体等で組織され、青少年に関する総合的施策についての重要事項を審議する茨木市の附属機関です。

取組	現状と課題及び目標	各主体が行うこと
③若者の自立支援	<p align="center">現状と課題</p> <p>ひきこもり等の相談窓口として、茨木市自立支援センターを設置し相談・支援体制の充実を図るとともに、ひきこもり等の面談などについての支援をしています。また、課題を持つ青少年やその保護者等に対する相談体制の充実を図るなど、若者の自立に向けた切れ目のない支援が必要です。</p>	<p align="center">市</p> <p>若者に対応する相談窓口を充実するとともに、自立に向けたさまざまな支援を行います。また、課題を持つ青少年に対して、諸問題を解決するため、必要に応じて適切な関係機関と連携できるよう相談窓口を充実します。</p>
	<p align="center">目標</p> <p>若者とその保護者が気軽に相談できる窓口が整備されています。</p>	<p align="center">市民</p>
	<p>それぞれの状況に応じた支援を受け、自立に向けてステップアップしています。</p>	<p align="center">事業者・団体</p> <p>事業者は、若者の社会参加・職業体験の場を提供します。</p>

施策1. 生涯学習の機会を増やし情報提供を充実する

施策概要

《施策の必要性》

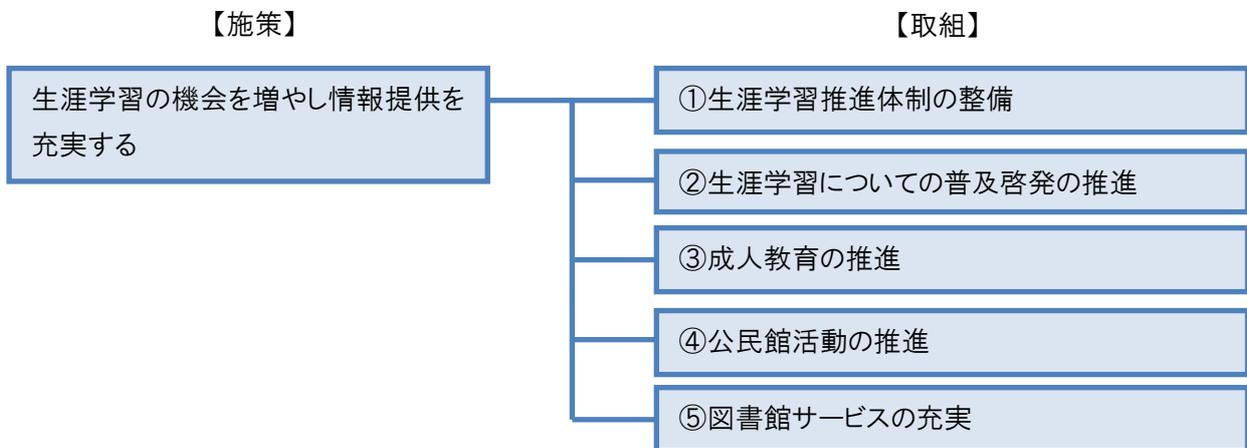
生活様式の多様化や、高齢化の進展、自由時間の増加にともない、人々の学習に対するニーズは年々広がりと深まりを見せています。人生の各ライフステージにおいて、いつでもどこでも誰でもが、生涯にわたり自ら学び、学ぶことを通して自己実現や生活の質の向上を図るとともに、その学びを社会に還元できる環境を整備充実する必要があります。

また、図書館は、読書活動を推進するとともに、生活を行う上での課題や興味関心に必要な知識を誰もが得ることができるよう、幅広い情報提供が求められます。

《施策の方向性》

本市の生涯学習に関する取組の基本となる計画を策定し、市民、行政、教育機関などの連携により、社会的な課題や市民ニーズに対応した多様な学習の場や機会、情報などを提供するとともに、市民の主体的な生涯学習活動を促します。また、社会教育については、**学校教育との連携を図りながら**、これからの時代に求められる成人教育や、公民館活動の推進、図書館の機能の充実を図ります。

《施策を実現するための取組の体系》



分野別計画等

- 第2次茨木市子ども読書活動推進計画

子どもの読書活動を推進するにあたり、茨木市がめざす方向性を明らかにし、読書機会の提供や読書環境の整備の指針となる計画

関連する施策と連携の内容

関連する施策	連携の内容
1-1 地域福祉を推進する	地域住民どうしでの学習グループの形成や学習活動への積極的な参加を促します。
1-2 高齢者への支援を推進する	誰もが参加しやすい学習機会を提供します。
1-3 障害者への支援を推進する	誰もが参加しやすい学習機会を提供します。
1-5 健康づくりや地域医療を充実する	こども健康センターでの4か月健診時に、絵本の読み聞かせを行いブックスタート事業を実施します。
2-3 「生きる力」を育む教育を推進する	学校への団体貸出しや調べ学習における読書相談などを行い、子どもの読書活動を推進します。
3-3 文化芸術活動を支援し歴史と伝統を継承する	芸術・文化・歴史に関する学習機会や、芸術の創作と発表の場を提供します。
4-4 消費者教育を推進し、自立した消費者の育成に努める	出前講座等による消費者教育を推進します。
7-5 市民とともに男女共同参画社会の実現をめざす	男女平等観に基づいた保育・教育を充実します。
7-6 地域コミュニティを育み、地域自治を支援する	より多くの市民が利用でき、地域活動の拠点となるべく、公民館のコミュニティセンター化を進めます。
7-7 多様な主体による協働のまちづくりを推進する	市民と行政との協働によるまちづくりを推進します。

取組の目標及び各主体が行うこと

取組	現状と課題及び目標	各主体が行うこと
①生涯学習推進体制の整備	現状と課題	市
	生涯学習センター主催のきらめき講座をはじめ出前講座の実施や大学と連携し、さまざまな講座を実施しています。 幅広い連携やネットワーク化を図り、社会の要望や市民のニーズに沿った生涯学習の機会の提供が必要です。継続的な学習を促すため、学習成果を認めたり、学んだことをいかして社会参加するなど、知の循環を支援する必要があります。	生涯学習センターを中核として生涯学習の場や機会を提供し、大学、NPOとの連携により、幅広い層の参加促進を図ります。 また、生涯学習に取り組んできた人の学習スタイルを「参加」から「参画」へと進め、学習成果がいかせる環境や活動体制の整備を推進するため、生涯学習に関する計画を策定します。天文観覧室(プラネタリウム)を活用し、自然科学について興味を持てるよう促します。
	目標	市民
	生涯学習施設とあらゆる機関が連携し、多様な生涯学習の機会を提供しています。生涯学習の中で培った豊富な知識や技術を活用する機会が充実し、自己実現やまちづくり活動などの社会参加にいかされています。	個人が自由に、楽しく、生涯にわたって学び、また一方では、講師となり、持っている知識や経験を広く還元していきます。学習した知識や技術をいかせる場を探し、地域コミュニティ活動に自ら参加します。 事業者・団体 大学や市と連携した各種団体が市民を対象に生涯学習講座を開講し、活発な学習活動を展開します。地域コミュニティにかかわる団体は生涯学習で知識、技術を習得した人材の活用を図ります。
②生涯学習についての普及啓発の推進	現状と課題	市
	自己実現、生活の質の向上の観点から生涯学習の大切さを理解してもらい学習活動に参加してもらう必要があります。学習活動を始めたり継続するときに情報をタイムリーに提供し、学習発展のための相談にのるなど学習意欲のある人を支援する必要があります。	生涯学習の意義や必要性の周知に努め、参加する人を増やします。インターネット等の活用など、より多くの媒体を活用し、多くの生涯学習情報を発信します。また、市民の求める情報を提供します。
	目標	市民
	生涯にわたって学び成長し続けることで、新たな時代に対応し快適で豊かな人生が送れることにつながると多くの人が理解しています。多くの市民がいつでも自由に学習の場や機会を選択して、楽しく学ぶことができるよう情報提供が充実しています。	生涯にわたって自らを高めようと努め、学習に積極的に参加します。生涯学習に関心を持ち、主体的で活発な学習活動を展開するため情報を自ら求めます。 事業者・団体 大学や生涯学習関係団体が、より多くの人々の活動参加を促し、社会参加の機会を創ります。市と連携を図り、生涯学習情報や取り組んでいる内容について、市民に対し積極的に情報提供を行います。

取組	現状と課題及び目標	各主体が行うこと
③成人教育の推進	現状と課題	市
	地域社会の連帯や人間性の向上をめざして、さまざまな講座などを実施しています。今後も社会教育関係団体などを通じて、成人に対する学習機会のより一層の充実が求められています。	講座・講習など、人権教育を含む多様な学習機会の体系的、継続的な提供に努めるとともに、社会教育に取り組む各種団体の活動の推進のため支援を行います。
	目標	市民
	成人が学習意欲をもって自己啓発に励み、充実した日常生活を送るとともに、学習成果を社会へ還元し、地域社会の連帯、活性化につながるよう、組織的な教育活動が充実しています。	多様な学習機会を活用し教養を身につけ、地域社会に貢献します。
④公民館活動の推進	現状と課題	市
	趣味や教養といった講座・講習等が中心となっていますが、現代的な課題や地域課題に応じた事業の実施が求められています。	地域の多様な課題に対応した学習機会や情報を提供するとともに、地域社会におけるさまざまな団体の活動を側面から支援し、相互の連携を促進する取組を行います。
	目標	市民
	住民が安心して豊かに暮らせる地域づくりのため、学習機会や情報を提供するとともに、それぞれの地域性をいかした地域づくり活動が活性化するための支援が充実しています。	さまざまな学習機会を捉えて教養の向上に努めるとともに、地域づくりに関わる活動に対しても、積極的に参加します。
⑤図書館サービスの充実	現状と課題	市
	図書資料を中心に視聴覚資料や新聞・雑誌記事及び判例データベースなど、さまざまな内容・形態の資料の収集・提供を行っていますが、さらに、資料や事業の充実を図る必要があります。	体系的に資料を収集し、効率的に資料を管理・保存することにより、積極的な資料・情報の提供に努めます。 また、読書推進につながるサービスを充実し、市民のあらゆる知的活動を支援します。
	目標	市民
	地域の情報拠点として、必要な情報を得ることができ、調べものを行ったり、仕事や生活上の課題を解決するために利用されています。 乳幼児から高齢者まで、市民の暮らしに役立つ図書館サービスが提供されています。	読書などを通じて得たさまざまな情報や知識で地域社会に貢献します。
		事業者・団体
		ボランティアが図書館と協働で本に触れる機会が増える事業を推進します。

施策2. みんなが楽しめるスポーツ活動を推進する

施策概要

《施策の必要性》

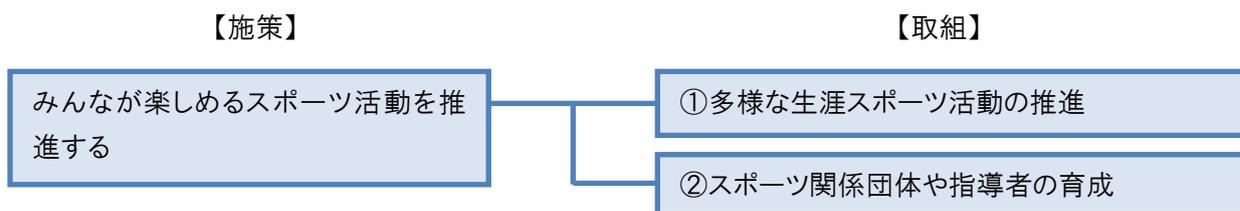
心身の発達、健康の保持増進の観点で、スポーツの推進は不可欠です。また、仕事中心から生活重視へ価値観の変化が進む中、市民の生涯スポーツへの関心は高く、スポーツに親しむ人口が増加しています。誰もが気軽に地域でスポーツに親しむことができる環境の創出が必要です。

《施策の方向性》

スポーツ関係団体等と連携し、健康増進・生きがいづくりのイベント、スポーツ教室等を開催するとともに、各自の興味や年齢、体力、技能等に応じて、誰もが気軽に生涯スポーツに親しむことができる環境を整えます。また、本市のスポーツ推進に関する取組の基本となる計画を策定します。

地域スポーツ等の活動・運営を支える人材の育成や互いに協力しあえるネットワークを構築します。

《施策を実現するための取組の体系》



関連する施策と連携の内容

関連する施策	連携の内容
1-3 障害者への支援を推進する	障害者スポーツの普及に取り組みます。
7-7 多様な主体による協働のまちづくりを推進する	スポーツ関係団体と連携してスポーツの推進に取り組みます。

取組の目標及び各主体が行うこと

取組	現状と課題及び目標	各主体が行うこと
①多様な生涯スポーツ活動の推進	現状と課題	市
	近年、明るく豊かで活力ある生活づくりや心身の健康の保持・増進を目的として、スポーツ・レクリエーション等に取り組む人が増加しており、市民が気軽に行えるスポーツ活動の推進を図ることが求められています。	健康のために誰でも親しみやすいニュースポーツをはじめ、スポーツ・レクリエーションに関するイベント、教室等の計画、実施や情報提供、 スポーツに親しむことができる環境の整備 を図るとともに、スポーツ推進に関する計画を策定します。
	目標	市民
	スポーツ関係団体等と連携し、いつでもどこでも気軽に参加できるよう、健康増進・生きがいづくりのイベント、スポーツ教室等が充実しています。	健康、体力づくり、生きがいづくりのために、イベント・教室への参加など、どの年代も日常的にスポーツに親しみます。
②スポーツ関係団体や指導者の育成	現状と課題	市
	高齢者の増加や近年の健康志向の高まりから、スポーツを身近なものとして多くの市民が気軽に参加できる環境が求められています。そのため、それらを支える総合型地域スポーツクラブ、指導者、ボランティアや団体などの人材を育成する必要があります。	スポーツ指導者やボランティアの養成講習会・研修会の実施、スポーツに携わる人材のネットワークづくりを支援します。また、総合型地域スポーツクラブの育成支援のため、スポーツ関係団体との連携や、地域団体との連携を図ります。
	目標	市民
	スポーツ関係団体や地域スポーツ等の活動・運営を支える人材の育成や互いに協力しあえるネットワークが構築されています。幅広い世代の人々が、生涯を通してスポーツを気軽に楽しめる機会を提供する総合型地域スポーツクラブが活発に活動しています。	事業者・団体
		スポーツ関係団体は、 多様な スポーツに取り組む人の指導をしつつ、市民のスポーツに対するニーズの把握に努め、市と協働でスポーツ人口の増加をめざします。
		事業者・団体
		スポーツ関係団体は、参加しやすい環境整備のため、受け入れ体制を整え、 多様な スポーツを支える人材の育成に努めます。

施策3. 文化芸術活動を支援し歴史と伝統を継承する

施策概要

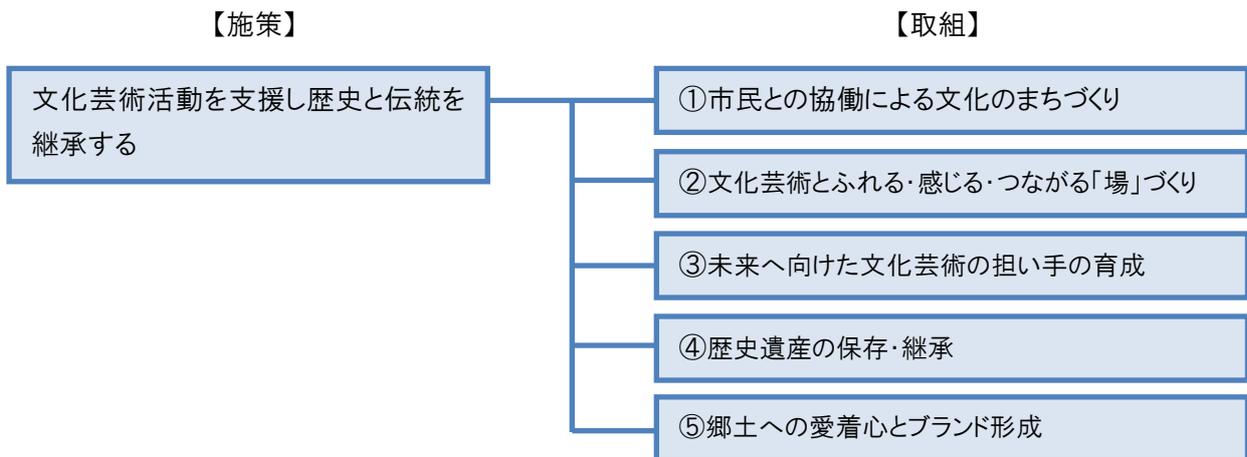
《施策の必要性》

文化芸術の振興は、まちを活性化させ、コミュニティを育み、まちづくりにも役立つことから、積極的に取組を推進し、心豊かな生活及び活力ある社会の実現をめざします。特に、市美術展をはじめとする芸術・文化・歴史関連団体の協力による各種文化活動や舞台芸術の提供、伝統芸能の継承、文化財の保護・継承に関する施策は、市民生活に豊かさをもたらすものであり、より一層推進する必要があります。

《施策の方向性》

文化振興ビジョンに基づき、市民の主体的な文化活動や交流を支援するとともに、子どもたちへの多様なアプローチを進めるなど、新しい担い手の発掘と育成を図ります。また、歴史遺産の保存と活用を推進し、拠点施設の機能充実を図り、市民の郷土愛を育むことで、歴史文化遺産を発展的に継承します。

《施策を実現するための取組の体系》



分野別計画等

● 文化振興ビジョン

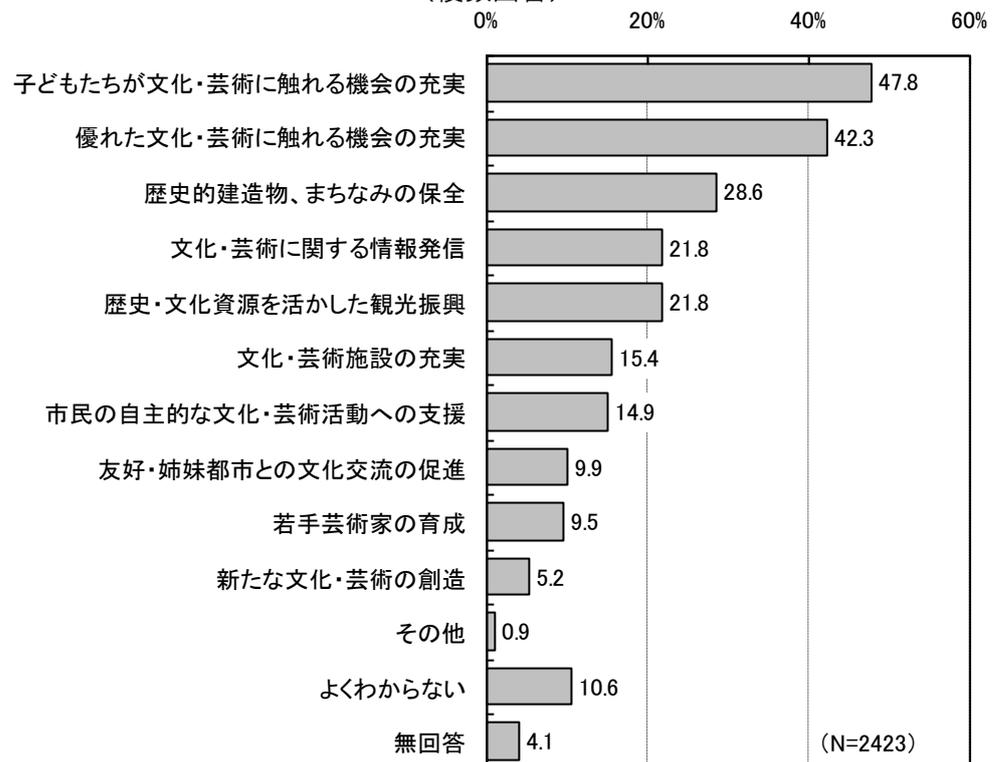
文化振興を推進するにあたって、茨木市がめざす文化振興の方向性を明らかにし、全市的な取組として市民文化の向上を図る指針となる計画

関連する施策と連携の内容

関連する施策	連携の内容
1-3 障害者への支援を推進する	障害者の文化活動の充実を図ります。
2-3 「生きる力」を育む教育を推進する	子どもたちが文化・芸術にふれる機会を創出します。
3-4 観光資源の活用と創出で魅力あるまちづくりをすすめる	文化を活用した観光振興を推進します。
5-2 時代の変化を見通した新しい産業をつくり、そだてる	アートをいかしたビジネスを支援します。
5-5 良好で住みよい環境・景観づくりをすすめる	まちなみ・景観づくりを推進します。
5-6 時代と市民の期待・要請に応え活力みなぎる都市づくりをすすめる	都市文化の創出に努めます。
7-1 まちの魅力を市内外に発信する	シティプロモーション関連の連携を行います。
7-7 多様な主体による協働のまちづくりを推進する	事業者や団体、大学、観光協会等と、 イベント等さまざまな連携を行うことにより、文化のまちづくりを推進します。

◆最も重要だと思う文化・芸術に関する取組◆

(複数回答)



出典:「茨木市のまちづくりに関するアンケート」(平成 24 年度)

取組の目標及び各主体が行うこと

取組	現状と課題及び目標	各主体が行うこと
①市民との協働による文化のまちづくり	現状と課題	市
	市民による主体的な文化芸術の創造及び文化芸術活動の育成・支援に関する事業を推進することにより、地域の文化芸術の振興を図っていますが、市民と芸術家・市民文化芸術団体をつなぎ、芸術への理解を促し、情報を発信する役割を果たす人材が不足しています。	文化芸術事業において市民との協働を推進していくとともに、市民が自発的に取り組む文化芸術活動を積極的にサポートし、市民一人ひとりの多様性・自主性を尊重しながら、市民と文化芸術をつなぎ、文化芸術における協働推進の核となる人材の育成を図ります。また、公募型補助金の交付などを通じて、市民の文化芸術活動を積極的に支援します。
	目標	市民
	市民の多様性、自主性を尊重することによる市民との協働や 文化振興財団 、関係団体、大学等との連携により、文化芸術活動が活性化しています。	市民が自ら積極的に多様な文化芸術活動を行うとともに、文化芸術に触れる機会を増やします。
		事業者・団体
		互いに連携を図りながら、文化振興について市と一緒に考えます。また、文化を産業等に活用していきます。
②文化芸術とふれる・感じる・つながる「場」づくり	現状と課題	市
	市内には文化芸術活動を行うことができる「場」として、文化施設等が数多くあり、音楽活動や美術作品の創作活動など、市民の活発な文化芸術活動を支えています。さらなる文化振興のためには、鑑賞や発表機会の充実のため、施設整備を行い、鑑賞や実践の機会を設ける必要があります。	市民、文化団体等が、身近な場所で文化芸術に触れることができる環境を整備するとともに、より主体的・積極的に継続的な事業展開が行えるよう、市民、文化団体等と協働し、すべての市民が「いつでも・どこでも・だれでも」文化芸術とふれる・感じる・つながる「場」づくりを積極的に進めていきます。
	目標	市民
	さまざまな場所で文化と身近に触れることのできる機会を設け、小・中学生をはじめさまざまな世代の市民が文化芸術を鑑賞、実践する機会が充実しています。	各年代層が、紙媒体やSNS(※)による情報など、ニーズにあった情報手段から、積極的に情報を入手し、文化芸術に触れる機会を増やします。
また、高齢者や子育て世代、若者、障害者、外国人など、それぞれの文化芸術に対するニーズが把握・分析され、ニーズに応える施策・事業を行うことにより、市民誰もが、気軽に文化芸術とふれる・感じる・つながる環境が整っています。	事業者・団体	
		文化振興財団 や自立した文化・芸術団体は、より積極的に継続的な事業展開を行うとともに、高齢者や若年層向け、また多言語への対応や内容の工夫など、外国人や障害者の方も参加しやすいよう取り組みます。

※ SNS

ソーシャルネットワーキングサービス(Social Networking Services)の略で、日記やメッセージなどを通じて友人や知人・共通の趣味を持つ人達との交流を目的とした、インターネット上のサービスの総称です。

取組	現状と課題及び目標	各主体が行うこと
③未来へ向けた文化芸術の担い手の育成	現状と課題	市
	文化団体や伝統文化団体を支援し、小・中学生をはじめさまざまな世代の市民に伝統文化に触れる機会を設けることにより、文化やとりわけ伝統文化の保存と継承を図っています。 各団体の高齢化が進み、次代を担う若手芸術家の育成が必要です。	文化の保存・継承のためには、若い世代が活動に参加しやすい環境が必要であるため、広く啓発に努めるとともに、学校などの教育現場においても、文化芸術活動の充実に取り組んでいきます。 また、未来に向かって文化の芽を育んでいくために、文化芸術の担い手を育成し、優れた芸術家を輩出することをめざします。
	目標	市民
	市民の主体的な文化芸術活動を支援し、より多くの市民が文化芸術に触れる機会を創出するとともに、新たな文化の担い手を育成しています。 小・中学校、若手芸術家の育成などにより、次の世代が、未来に向かって育っています。	多様な文化資源や文化財を見学し、和太鼓や盆踊りなどの伝統文化を体験することにより、文化芸術をより身近なものとし、保存・継承に努めます。
		事業者・団体
		自立した文化・芸術団体として、より主体的・積極的に継続的な事業展開し、子どもたちが文化芸術にふれる機会・きっかけづくりの拡充を図るとともに、若い世代が参加しやすい環境づくりを進めます。
④歴史遺産の保存・継承	現状と課題	市
	文化財の拠点施設では、さまざまな取組により入館者が増加しています。一方で、歴史遺産の認知度が低く、市が収蔵しているもの以外の史料の保存環境は悪化する傾向にあります。それらの保存に努めるとともに、積極的な文化財情報の収集、発信など、文化財への関心を高める取組を行う必要があります。	歴史遺産の保存と活用を推進し、情報収集と発信に努めます。また、保存環境の整備を進め、キリシタン遺物史料館など拠点施設の機能充実を図るとともに、貴重な文化財の市への移管を働きかけます。
	目標	市民
	市民が、郷土茨木の歴史文化遺産によって愛郷心を育むことができるよう、多くの市民がキリシタン遺物や銅鐸鑄型など、本市の貴重な歴史や文化財に親しむ機会が充実しています。	日々の暮らしの身近にある歴史遺産に関心を持ち、文化財への知識を深め、保護・顕彰に努めます。
		事業者・団体
		文化財の調査、説明板設置等の啓発に協力します。

取組	現状と課題及び目標	各主体が行うこと
⑤郷土への愛着心とブランド形成	現状と課題	市
	<p>多様な茨木の文化資源を保存継承していますが、市民に十分に認知されていない点や、それらの文化資源が活用されていない現状があります。</p>	<p>多様な茨木市の文化的な特性をいかした魅力的な取り組みや、情報発信を行うことにより、文化のまちとしてのブランド形成に取り組みます。</p>
	目標	市民
	<p>“茨木市らしさ”を形成する大切な文化資源を今後も大切に保存・継承することで、“茨木らしさ”を大切にす気持ちや茨木市に対する愛着が育まれています。</p> <p>また、多くの市民が文化のまちとしての誇りを持てるブランドが形成されており、市内外に情報を発信しています。</p>	事業者・団体
		<p>一人ひとりが文化のまちの広報員となり、先人から引き継いできた、茨木の文化資源について情報発信します。</p> <p>文化芸術の魅力は市民だけにとどまらず、市外の方にも伝えることで誘客が期待されることから、市の文化芸術を活用し、市内の人々が交流できる魅力的で新たな事業を企画・実施することで、さらなる賑わいを生み出します。</p> <p>また、文化・芸術団体は、鑑賞や実践の場において、茨木の文化資源について広く情報発信をします。</p>

施策4. 観光資源の活用と創出で魅力あるまちづくりをすすめる

施策概要

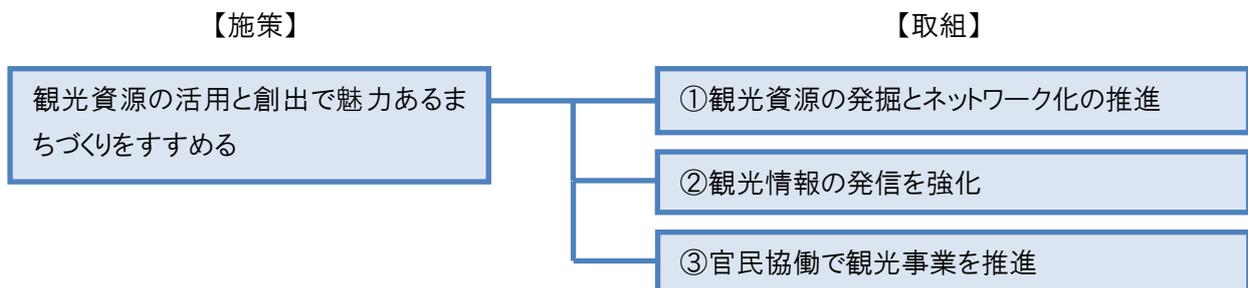
《施策の必要性》

観光振興を通じて、すでに認識されている観光資源のさらなる活用に加え、いまだ取り上げられていない資源を発掘、再発見することで、市の魅力を向上させることができます。また、たくさんの人々が観光に訪れることが、まちの活性化につながり、活気のある魅力的なまちづくりを進めることで、地域住民がまちをいま以上に愛することにつながることも、さらなる観光施策の推進が必要となります。

《施策の方向性》

茨木市の自然、歴史、文化、地域で生み出される特産品など豊富で魅力的な観光資源を最大限に活用し、市内外の人が訪れて「楽しい」と思ってもらえるよう、観光資源をつなぐ取組を推進します。さらに、観光協会と連携し、幅広い年代に応じた効果的な情報発信を行い、わがまちに誇りを持てる、観光をいかしたまちづくりを進めます。

《施策を実現するための取組の体系》



関連する施策と連携の内容

関連する施策	連携の内容
3-3 文化芸術活動を支援し歴史と伝統を継承する	文化を活用した観光振興を推進します。
5-1 地域経済を支える産業をまもりそだてる	観光を活用した商業振興を図るため、連携を行います。
5-6 時代と市民の期待・要請に応え活力みなぎる都市づくりをすすめる	北部整備をいかした観光、中心市街地活性化を推進します。
7-1 まちの魅力を市内外に発信する	シティプロモーション関連の連携を行います。
7-7 多様な主体による協働のまちづくりを推進する	事業者や団体、大学、観光協会等との連携により観光事業を推進します。

取組の目標及び各主体が行うこと

取組	現状と課題及び目標	各主体が行うこと
①観光資源の発掘とネットワーク化の推進	現状と課題	市
	<p>現在、山間部の自然や都市の魅力、アートをいかしたまちづくりの取組が行われていますが、今後はより市の魅力を高めるため、緑豊かな都市イメージや歴史・文化・芸術などの地域資源をいかした特色を出すことが必要です。また、これらの資源を新たなサービスの創造と観光市場の活性化のために、ネットワーク化する必要があります。</p>	<p>既存の観光資源の魅力向上を図るとともに、あまり知られていない観光資源にも光を当てていきます。また、ダム湖の活用などで新たな観光資源を創出する可能性を探るほか、農林業を活用した観光を推進します。</p> <p>地理的・歴史的な関連性で各施設をネットワーク化します。</p>
	目標	市民
	<p>市の観光資源をいかした多彩な企画が催されています。また、豊かな自然をいかし、各所でもぎ取り園など農業関連イベントが開催され、都市住民で賑わっています。</p> <p>新たに整備された観光資源ネットワークが市民に周知され、多様なイベント・企画によって世代性別を問わず訪れた人々で賑わっています。</p>	<p>市内の魅力を知るため、各種イベントや、施設に足を運び、積極的に参画します。</p> <p style="text-align: center;">事業者・団体</p> <p>事業者、団体、大学、観光協会等は各種観光イベントなどを主体的に企画・運営します。</p> <p>余暇活動に農業体験等を組み入れます。</p>
②観光情報の発信を強化	現状と課題	市
	<p>情報通信技術の発達に伴い、観光面においても情報発信のための媒体は広がっていますが、十分に活用できていません。</p> <p>それらを有効活用し効果的に情報を発信することが求められています。</p>	<p>市外から訪れる人や市民に向け、市の魅力や多様な観光情報を効果的に発信します。</p> <p>また、訪れた人に携帯端末等を活用した即時性の高い情報提供を行います。</p>
	目標	市民
	<p>積極的な情報発信により、イベントや企画が多くの人でにぎわっています。</p> <p>観光に訪れようとする市内外の人たちが、容易に必要な情報の取得ができる環境が整っています。</p>	<p>市や観光協会などから得た情報をできるだけ多くの人に知ってもらうため、携帯端末等を活用し観光資源情報を伝達、発信します。</p> <p style="text-align: center;">事業者・団体</p> <p>事業者、団体、大学、観光協会等は、あらゆる媒体を利用し、市の内外へ積極的に観光情報を発信します。</p>

取組	現状と課題及び目標	各主体が行うこと
③官民協働で観光事業を推進	現状と課題	市
	<p>観光は、地域経済・地域文化の発展に大きく関与するものであるため、さらに民間活力の導入を進め、市民との適切な役割分担を図り、観光振興を推進していくことが必要です。</p>	<p>官民協働で持続発展可能な観光まちづくりが行えるよう取り組みます。また、イベントや地場産品、地元に残る職人仕事など、民間主導型で提案されたものを支援します。観光について、市の取り組む方向性を明らかにするための方針を策定します。</p>
	目標	市民
	<p>市民や関係団体が主体的に加わるかたちで観光の振興が進められ、まちが活性化し、賑わいが創出されています。</p>	<p>自らが観光イベントに参加するほか、市外から人を呼び込むため、市民が主体的に企画運営やボランティア活動を行い、観光振興を進めます。</p> <p style="text-align: center;">事業者・団体</p> <p>市外から人を呼び込むため、事業者や団体、大学、観光協会等が主体的に企画運営やボランティア活動を行い、観光振興を進めます。あらゆる媒体を利用し積極的に観光情報を発信します。</p>

施策5. 都市間の交流と国際化を進める

施策概要

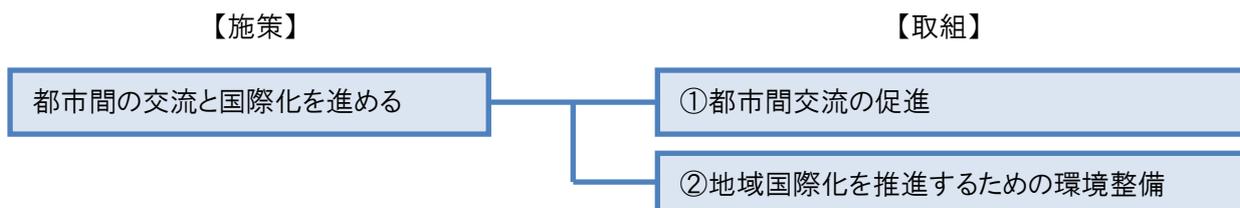
《施策の必要性》

人がモノや情報を携えて交流することで、さまざまな「つながり」や「ひろがり」が生まれ、異なる文化に対する寛容さが醸成されます。こうした活動の活性化は、街の活性化につながり、他者に対する寛容さは良好なコミュニケーションを育み、住みたいまちづくりにつながります。

《施策の方向性》

国内外の姉妹都市を中心とした市民レベルの交流を促し、他地域の文化の理解を深めるとともに、さまざまな分野での文化活動の活発化を図ります。さらに、地域や大学などとの世代間交流を図るなど、多彩な交流を進めます。

《施策を実現するための取組の体系》



関連する施策と連携の内容

関連する施策	連携の内容
4-1 災害への備えを充実させる	在住する外国人の災害時の支援を行います。
7-7 多様な主体による協働のまちづくりを推進する	各主体と協働し、市民レベルでの交流を図ります。

取組の目標及び各主体が行うこと

取組	現状と課題及び目標	各主体が行うこと
①都市間交流の促進	現状と課題	市
	国内外の姉妹都市等と交流事業を継続して進めてきたことで、相互理解が深まっています。互いの歴史や文化を再認識する機会となるよう交流を進めていく必要があります。	国内外の姉妹都市等とこれまで培ってきた交流を踏まえ、青少年の交流や、文化的交流を支援するとともに、都市間交流の取組について市民への周知に努めます。
	目標	市民
	市民や関連団体等との連携により、交流が活性化し、ひろがりを持っています。	市や国際親善都市協会とともに、主体的・積極的に事業に参加します。交流事業に参加協力します。
		事業者・団体
		国際親善都市協会は、市民が主体的・積極的に、継続的に事業展開を行えるよう支援します。各大学や、歴史、文化、スポーツなどの団体は、交流事業に参加協力します。
②地域国際化を推進するための環境整備	現状と課題	市
	青少年を中心とした英語スピーチ大会、JICA(独立行政法人国際協力機構)研修の受け入れなど異文化交流を進めてきました。今後は市内に在住する外国人がより暮らしやすい環境整備や、相互理解を深める必要があります。	市内在住外国人の生活利便性向上のため、行政発信情報の多言語化や、外国人が気軽に相談できる環境を整えます。 また、市民の異文化理解活動を支援します。
	目標	市民
	市内に在住する外国人が暮らしやすく、また、外国人訪問客が周遊しやすい環境が整っています。市内に住む人々が国籍を超えて交流しています。	さまざまな異文化交流イベントに参加し、理解を深めることで自主的な支援を行います。
		事業者・団体
		事業者、団体、大学等はあらゆる情報や表示物などの多言語化に努めます。

第7章 まちづくりを進めるための基盤

施策1. まちの魅力を市内外に発信する

施策概要

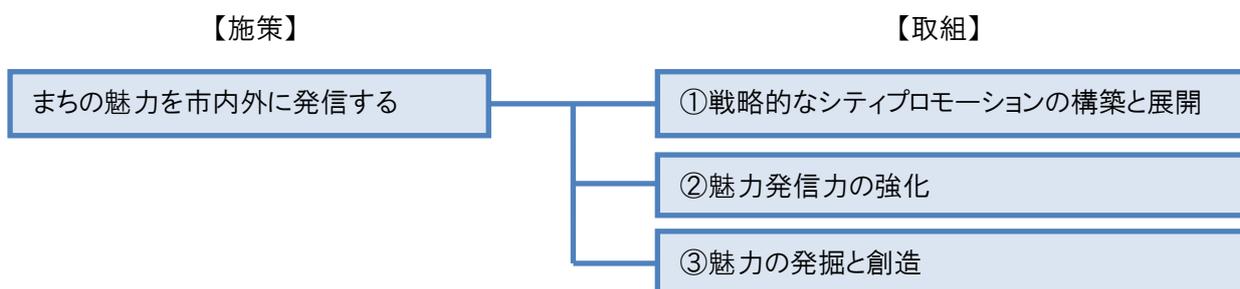
《施策の必要性》

市民の市への誇りと愛着を高めるとともに、市内外の人からこれまで以上に「住みたい、住み続けたい、訪れたい」と思われるような「選ばれる」まちになるには、本市が有する魅力を明確にするとともに、それらをより高め、市内外に効果的・戦略的に発信していくシティプロモーションを展開していくことが求められています。

《施策の方向性》

本市がシティプロモーションを展開していく際の基本的な考え方や方向性を決定し、市民・団体(NPO、地域団体など)、企業や大学、行政が協働して具体的な取組を進めるほか、対象者に応じたさまざまな広報媒体を活用して本市の魅力を市内外に積極的に発信します。また、魅力の発掘や資源間の連携による新たな魅力の創造にも努めます。

《施策を実現するための取組の体系》



取組の目標及び各主体が行うこと

取組	現状と課題及び目標	各主体が行うこと
①戦略的なシティプロモーションの構築と展開	現状と課題	市
	資源や行政サービスが高水準でそろっている一方で、本市の魅力も多くの人に伝え、あるいは向上させるための取組は、必ずしも効果的に行われていません。本市の特徴やセールスポイントを分析し、シティプロモーションについての戦略を構築する必要があります。	マーケティングリサーチなどさまざまな手法を活用して、本市のイメージ、強み弱みの分析を行い、「茨木は〇〇のまち」といったセールスポイントを明確化します。これを踏まえ、都市ブランドの確立に向けた戦略的な方針を策定、取り組みます。
	目標	市民
	市民・事業者とともに本市のシティプロモーションについての方針を策定、共有し、その実現に向けて取り組んでいます。	シティプロモーションの方針策定に参加するとともに、市民レベルでのシティプロモーションを行います。
②魅力発信力の強化	現状と課題	市
	現在の広報活動は、広報誌の発行など、主に市民を対象とした行政情報の発信が中心です。本市が有する魅力を市民に再認識してもらい、より多くの市外の人に知ってもらうため、対象に応じた効果的かつ積極的な情報発信が求められます。	観光誘客、企業誘致等、それぞれの側面から、情報が正しく伝わるように、対象者を明確にした広報活動を行うとともに、新たな広報媒体を研究し積極的な活用に努めます。
	目標	市民
	本市に興味を持ち調べる人、魅力を感じて転入してくる人や訪れる人、企業や事業所が増えています。また、市内で開催されるイベントの参加者が増えています。誇りと愛着を感じる市民が増えています。	市や市域の事業者が開催するイベント等に積極的に参加し、インターネットや口コミを活用した魅力発信に参画します。
③魅力の発掘と創造	現状と課題	市
	人を惹きつけるまちの魅力となりうる歴史・文化・自然・行政サービス・教育環境等の資源があるものの、十分に活用できていません。	本市の魅力向上につながるイベントや観光、産業、文化芸術等の資源を発掘、支援します。また、異なる資源を結びつけ連携を行うことで、新しい魅力の創造に努めます。
	目標	市民
	新しいイベントや観光など、本市の新しい魅力が生まれ、広がっています。	市民・事業者主体の魅力情報の発掘、創造を行います。
		事業者・団体
		市民・事業者主体の魅力情報の発掘、創造を行います。

第7章 まちづくりを進めるための基盤

施策2. 社会の変化に対応する効率的・効果的な自治体運営を推進する

施策概要

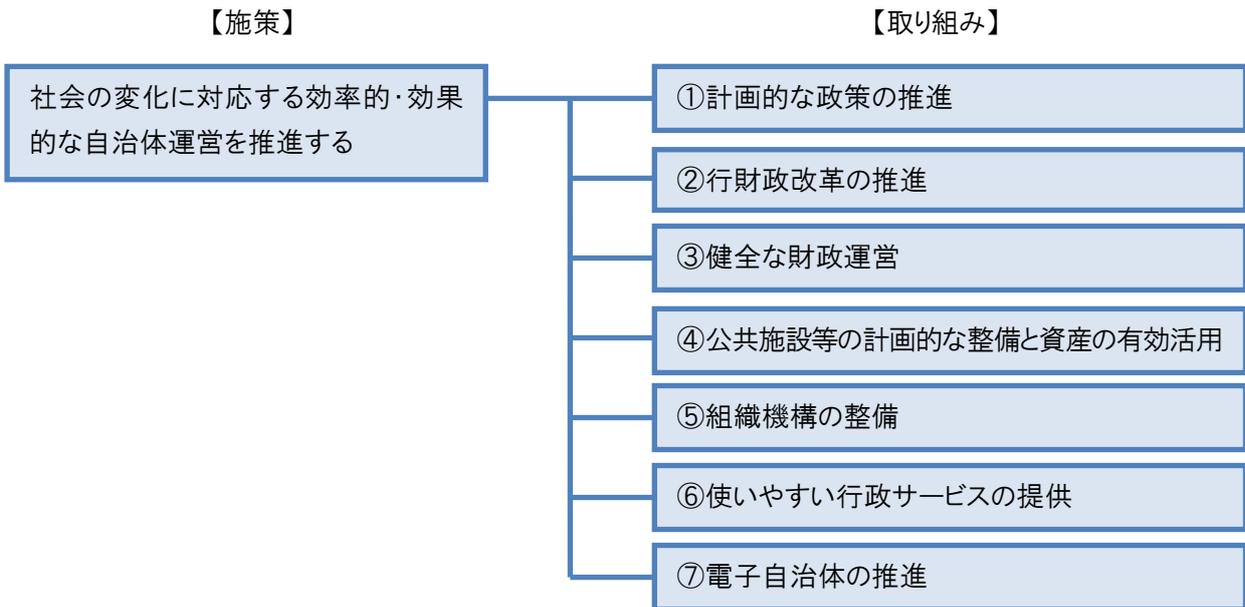
《施策の必要性》

本市では、厳しい経済状況のもと、行財政改革の推進や地方分権への取組等により、市民サービスの向上と財政構造の改善を進めてきました。今後も少子高齢化の進展による税収減等が想定される中で、計画的で持続可能な行財政運営の取組が必要です。また、市民ニーズの多様化に伴い、組織が相互に連携しあい、横断的に機能する体制づくりが求められています。

《施策の方向性》

施策評価を含めた新たな行財政マネジメントシステムの確立や市有資産の有効活用により、限られた経営資源を効率的にいかし、健全で安定した行財政運営を行います。また、情報通信技術の活用などにより、場所や時間にとらわれない使いやすい行政サービスの提供を段階的に進めていきます。

《施策を実現するための取組の体系》



分野別計画等

- 茨木市行財政改革指針

多様化する市民ニーズや新たな行政課題に的確に対応し、地方分権時代にふさわしい主体的で自律的な行財政運営を進めるための計画
- 茨木市高度情報化推進計画(第3次)

市民が快適さを実感できる市民サービスの向上と、より簡素で効率的、効果的な行財政運営を図るため、電子自治体の実現に向けて、第2次計画に引き続き、情報化を推進するための計画

取組の目標及び各主体が行うこと

取組	現状と課題及び目標	各主体が行うこと
①計画的な政策の推進	現状と課題	市
	長期的な視点で計画的に行政活動を推進するため、総合計画をはじめとした各種行政計画を策定し、適切に進行管理をする必要があります。	総合計画に基づき必要な各種行政計画を策定します。また、計画の確実な推進のため、施策評価などの行政評価を行い、その結果をもとに、経営資源の最適かつ効果的な配分を行います。
	目標	市民
	行政評価を活用した行財政システムが確立され、PDCAサイクル(※1)が有効に機能しています。	事業者・団体
②行財政改革の推進	現状と課題	市
	時代とニーズに適合した市民サービスの充実に努めながら、より効率的で効果的な市政運営を進めることが求められています。	行財政改革指針を改定し、新たな指針に沿った計画的な行財政改革に取り組むとともに、事務事業を十分に精査し、徹底的な見直しを図ります。
	目標	市民
	効率的、効果的な行政サービスの提供が実現しています。	事業者・団体
③健全な財政運営	現状と課題	市
	時代の潮流に適合した行政需要に応えられる弾力性のある財政基盤の確立が求められています。	中長期の財政計画を策定し、ビルド&スクラップによる施策推進、経営資源の効果的な配分により健全な財政基盤を確立します。また、市税等の徴収体制を強化するとともに、税収の確保や自主財源の拡大に向けた取組を行います。
	目標	市民
	厳しい財政環境にあっても市民サービスの充実が図られる行財政運営の取組が実践されています。	事業者・団体

※1 PDCAサイクル

Plan(計画)、Do(実行)、Check(評価)、Action(改善)の頭文字を並べた言葉で、「P→D→C→A→P→D・・・」と4段階を繰り返すことにより、継続的に業務を改善していく手法です。

取組	現状と課題及び目標	各主体が行うこと
④公共施設等の計画的な整備と資産の有効活用	現状と課題	市
	耐用年数の経過や将来の人口減少を踏まえ、インフラや公共施設の適切な維持管理、長寿命化を推進する必要があります。また、民間活力等をいかした、市有資産の有効活用を進めることが求められています。	公共施設を適切に管理するとともに、予防保全的及び計画的な長寿命化等の整備を図ります。また、市有資産の利活用を総合的な観点から再検討し、その有効活用や処分を推進します。
	目標	市民
	それぞれの公共施設等に合わせた改修等が進み、市民の利便性の向上が図られています。 市有の土地・建物の貸付や売却、資産への広告掲載など、市有資産の有効活用が図られています。	事業者・団体
⑤組織機構の整備	現状と課題	市
	社会の変化に伴う新たな行政課題や多様化する市民ニーズに柔軟に対応する必要があります。	新たな行政課題に的確かつ柔軟に対応するため、適時、行政機構を見直します。また、中核市移行について、市民サービスの向上等のメリットや経費等を調査検討します。
	目標	市民
	複雑多様化する行政課題に的確に対応でき、相互に連携し横断的に機能する行政機構となっています。	事業者・団体
⑥使いやすい行政サービスの提供	現状と課題	市
	急速に進展する高齢化に加え、市民ニーズやライフスタイルが多様化する中、より使いやすく便利な行政サービスの提供が求められています。	総合窓口の設置やマイポータル(※2)との連携によるプッシュ型サービス(※3)など市民の利便性向上に努めます。また、コンビニなど身近な場所での行政サービス提供など、場所や時間にとらわれない、市民が利用しやすい行政サービスを推進します。
	目標	市民
	市民が窓口に来る回数や待ち時間を短縮します。また、一人ひとりに必要な行政サービスがより正確に提供されています。	事業者・団体

※2 マイポータル

行政機関がマイナンバー(個人番号)の付いた自分の情報をいつ、どことやりとりしたのか確認できるほか、行政機関が保有する自分に関する情報や行政機関から自分に対しての必要なお知らせ情報等を自宅のパソコン等から確認できるシステムです。

※3 プッシュ型サービス

一人ひとりに合った行政機関などからのお知らせを表示する機能です。

取組	現状と課題及び目標	各主体が行うこと
⑦電子自治体の推進	現状と課題	市
	行政組織内の情報システムが老朽化・複雑化し、各システム間連携を含めて総合的な見直しが求められています。また、手続きの電子化を段階的に進めています。新たにオープンデータ(※4)への取組が求められています。	情報システム全体の最適化計画を策定し、ITガバナンスを強化した基幹系システムの再構築を計画的に実施します。オープンデータ等の新技術や新サービスの動向を研究、検討するとともに、情報セキュリティにも配慮しながら社会情勢に対応した情報化に努めます。
	目標	市民
	情報システム全体の最適化により、より簡素で効率的・効果的な自治体運営が推進されています。情報通信技術の活用により、利便性が実感できる電子行政サービスの提供や市民本位の開かれた電子自治体が段階的に構築されています。	事業者・団体

※4 オープンデータ

「機械判読に適したデータ形式で、二次利用が可能な利用ルールで公開されたデータ」であり「人手を多くかけずにデータの二次利用を可能とするもの」のことを言います。

第7章

まちづくりを進めるための基盤

施策3. 地域社会の発展に貢献できる職員を育成する

施策概要

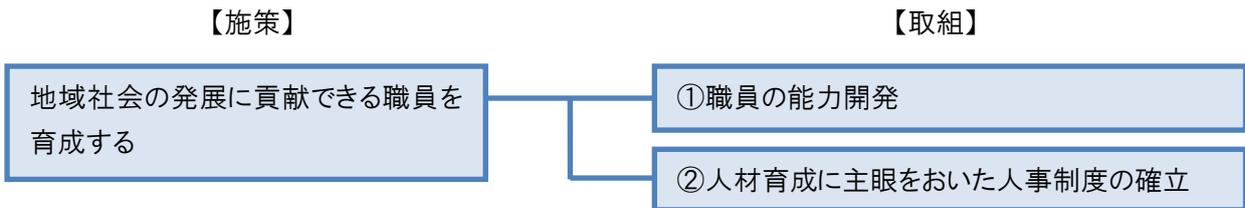
《施策の必要性》

地方分権の進展などにより、地域の課題の解決をそれぞれの地域で進めていく必要がある時代にあつて、地方自治体には市民との協働を図りながら、地域課題に対応した施策の推進が求められることから、個々の職員の持つ能力をより一層高め、最大限に活用していく必要があります。

《施策の方向性》

市職員が全体の奉仕者として、高い倫理観と基礎自治体における行政の担い手としての強い使命感を持つとともに、地域の実情に柔軟できめ細やかに対応し、市民とともに課題解決を図る意識や能力の向上に努めます。

《施策を実現するための取組の体系》



分野別計画等

- 人材育成基本方針

第4次総合計画において、人材育成に関して掲げた将来計画「地方分権時代を担う職員の能力開発と意識改革」、「能力を引き出すための組織の活性化」の実現に向けて示した制度改革の指針

取組の目標及び各主体が行うこと

取組	現状と課題及び目標	各主体が行うこと
①職員の能力 開発	現状と課題	市
	地域の課題に対応した政策を推進し、施策の実現を図るため、高度な専門知識の習得をはじめとするさまざまな能力の開発と、市民との協働を進めるための意識改革が職員に求められています。	それぞれの地域課題の解決や地域力をアップさせるための能力、市民との協働の意識を 職員が 身につけるため、政策形成能力や法務能力をはじめ、多様な能力向上のための効果的な研修を実施します。
	目標	市民
	職員が地域の実情に柔軟できめ細やかに対応できる意識と能力を備えています。	事業者・団体
②人材育成に 主眼をおいた人事制度 の確立	現状と課題	市
	職員の意欲と能力を引き出し、職員の能力開発と意識改革、組織力のより一層の向上が求められています。	人材育成基本方針に基づき、職員の能力と実績に応じた人事制度について研究を進め、職員の意欲と能力を引き出す制度の確立を図ります。
	目標	市民
	職員が常に意欲を持って、自律的に職務に取り組むための人事制度が整っています。	事業者・団体

第7章 まちづくりを進めるための基盤

施策4. 人権尊重のまちづくりを推進するとともに平和の実現をめざす

施策概要

《施策の必要性》

平和と安全は全人類の願望であり、平和の実現のためにさまざまな施策を推進していく必要があります。

今日でもなお、さまざまな人権侵害が存在しており、市と市民が一体となってすべての人の人権が尊重された明るいまちづくりを進める必要があります。

個人情報は事業活動等を行う上で、必要不可欠となっていますが、本人の権利や利益を侵害することのないよう、安全かつ適正に取り扱う必要があります。

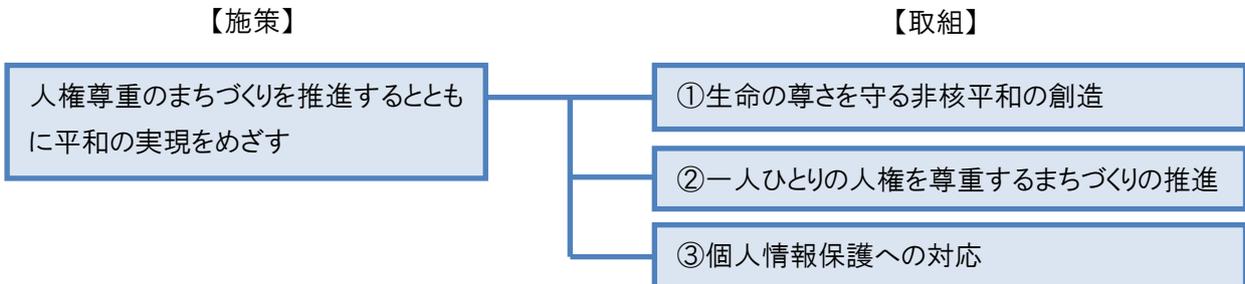
《施策の方向性》

核兵器の恐ろしさや平和の尊さの認識を深めるとともに、核兵器の廃絶に向けた取組を進めます。

市民一人ひとりの人権が尊重・擁護された差別のないまちづくりの実現に向けて、すべての施策を人権尊重の視点に立って推進します。

市が保有する個人情報を適切に保護するとともに、個人情報保護に必要な施策を推進します。

《施策を実現するための取組の体系》



分野別計画等

- 第2次茨木市人権施策推進基本方針

憲法が定める基本的人権の尊重の精神に基づき、また人権に関する国際社会の潮流や国・府等の動向を踏まえながら、常に人権を市政の重要課題の一つとして位置づけ、本市の取り組むべき人権課題を定める方針

取組の目標及び各主体が行うこと

取組	現状と課題及び目標	各主体が行うこと
①生命の尊さを守る非核平和の創造	現状と課題	市 非核平和展や街頭啓発キャンペーンを実施し、幅広い世代を対象とした啓発を行います。
		市民 非核平和の尊さを学び、次世代に引き継いでいきます。
	目標	事業者・団体 非核平和の尊さを学ぶ研修等を実施します。
	核兵器の廃絶と平和の実現に向けた、市民意識が醸成されています。	
②一人ひとりの人権を尊重するまちづくりの推進	現状と課題	市 人権施策推進基本方針に沿って、家庭、学校、職場、地域などあらゆる場や機会を捉えて、人権教育・啓発の推進に努めるとともに、人権尊重の視点に立った行政施策の推進を図ります。 各種相談機関や公的支援制度、NPO等が行っている援助活動など、人権擁護に関するさまざまな支援情報の効果的な提供に努めます。
		市民 人権問題研修等に参加するなど、人権について考える機会を持つようにします。
	目標	事業者・団体 人権問題研修等を実施します。
	あらゆる分野で人権尊重の視点に立ったまちづくりが進められています。	
③個人情報保護への対応	現状と課題	市 「個人情報保護条例」を広報誌等により市民に周知を図ります。 個人情報の取り扱いに深くかかわる市職員に対して、研修等を通してその重要性についての意識向上を図ります。
		市民 個人情報保護の重要性を理解し、個人情報保護に努めます。
	目標	事業者・団体 個人情報の取り扱いに深くかかわる者に対して、研修等を通してその重要性についての意識向上を図ります。
	「個人情報保護条例」に基づき、本市が保有する個人情報について、適正管理に努めています。	

第7章 まちづくりを進めるための基盤

施策5. 市民とともに男女共同参画社会の実現をめざす

施策概要

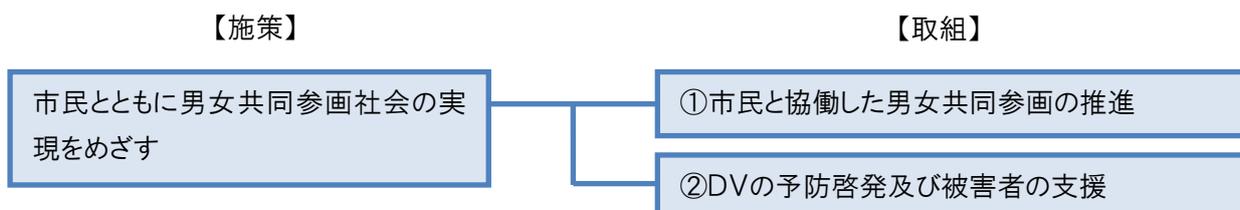
《施策の必要性》

少子高齢化など、社会経済情勢の急速な変化に対応し、豊かで活力のある社会を築くためには、男女が互いの人権を尊重し、喜びも責任も分かち合いながら、性別にかかわらず、その個性と能力を発揮することができ、いきいきと暮らすことのできる男女共同参画社会の実現が必要です。

《施策の方向性》

「男女共同参画社会基本法」に基づき、男女が互いの人権を尊重しつつ、いきいきと暮らすことのできる男女共同参画社会の実現をめざします。

《施策を実現するための取組の体系》



分野別計画等

- 第2次茨木市男女共同参画計画

国や府の男女共同参画基本計画等を踏まえ、少子高齢化の進行や家族・地域社会の変化、社会情勢の変化などに対応し、男女が互いの人権を尊重しつつ、いきいきと暮らすことのできる男女共同参画社会を実現するための施策を示す計画

◆女性相談等件数の推移◆

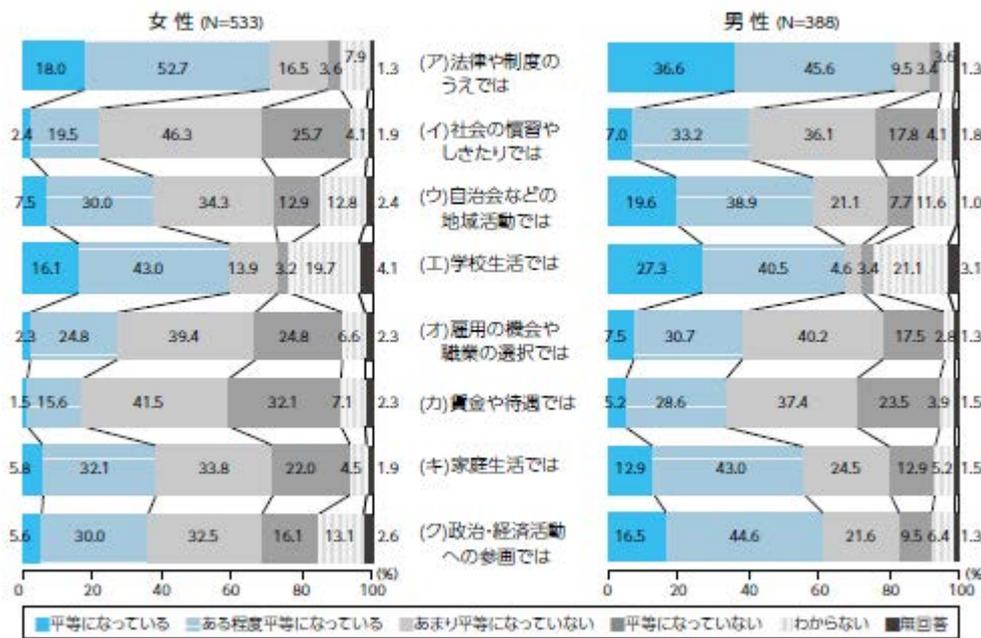
項 目		平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
電話相談	女性電話相談	723	800	800	1,077	1,246	1,539
	男性電話相談	10	25	29	16	16	23
	DV 電話相談	—	—	—	—	—	125
面接相談	女性面接相談	506	595	581	640	656	963
	女性法律相談	110	129	114	116	108	91
	DV 面接相談	42	40	108	112	159	195

単位:件

DV(ドメスティック・バイオレンス)とは

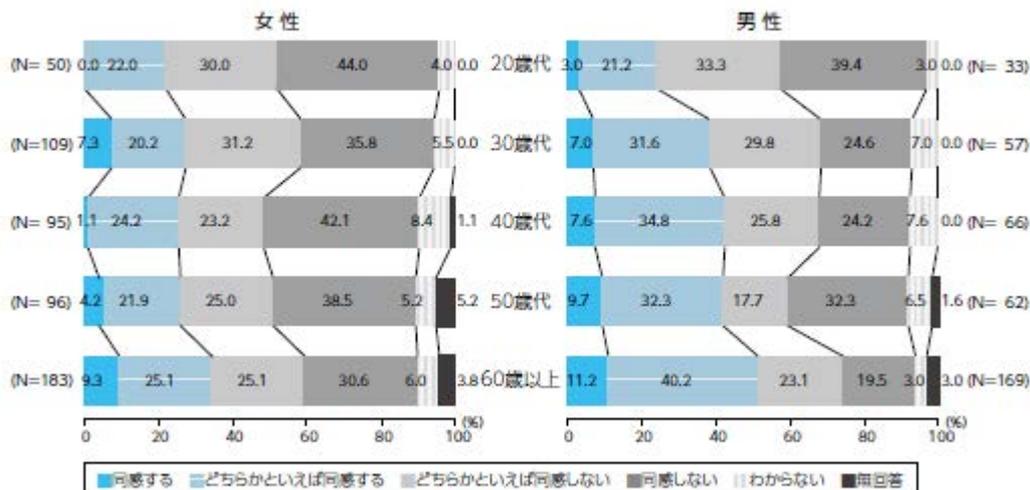
配偶者間、恋人間など親密な関係にある(又はあった)者から受ける暴力のことをいいます。暴力には殴る・蹴るといった身体的暴力だけでなく、言葉や威嚇などによる精神的暴力、人との付き合いを制限するなど社会的暴力、生活費を渡さないなどの経済的暴力、性行為の強要などの性的暴力なども含まれます。DVを受けた被害者の大多数は女性であり、犯罪となる行為を含む、重大な人権侵害です。

◆男女の地位の平等観◆



資料:平成22年度茨木市「男女がともにつくるまちづくり市民意識調査」

◆年代別「男は仕事、女は家庭」という考え方◆



資料:平成22年度茨木市「男女がともにつくるまちづくり市民意識調査」

取組の目標及び各主体が行うこと

取組	現状と課題及び目標	各主体が行うこと
①市民と協働した男女共同参画の推進	現状と課題	市
	法律や制度等で男女共同参画のための基本的な整備は進んでいるものの、人々の暮らしの中では、固定的な性別役割分担意識、意思決定の場への参画状況や職場における役職、賃金等に男女間で格差が残っており、真の男女共同参画社会を実現するための取組のさらなる充実が必要です。	茨木市男女共同参画計画に沿って、家庭、学校、職場、地域などあらゆる場や機会を捉え、市民と協働して男女共同参画を推進するとともに、男女共同参画の視点にたった行政施策の推進を図ります。
	目標	市民
	あらゆる人々が性別で役割を固定しない生き方や、さまざまな意思決定の場に男女がともに参画することの必要性についての理解が深まり、男女が対等に能力を発揮し、活躍できる社会になっています。	男女共同参画の意義を理解し、男女共同参画社会の実現に努めます。
②DVの予防啓発及び被害者の支援	現状と課題	市
	DVは、重大な人権侵害であり、男女共同参画社会を形成するうえで克服すべき重要な課題です。DVの予防啓発に努めるとともに、被害者の自立に向けた支援が必要です。	DVを許さない社会風土の醸成と環境整備を推進し、相談しやすい体制を充実します。 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に基づき、DVの予防と早期発見、安全確保、自立に向けた継続的な支援を実施します。
	目標	市民
	人権意識を高め、DVを許さない、被害者やその家族が安心して暮らせる社会になっています。	DVを許さない社会づくりに努めます。
		事業者・団体
		男女共同参画の視点に立った事業所・団体の運営を実施します。
		事業者・団体
		民間支援団体と連携し、支援を実施します。

第7章

まちづくりを進めるための基盤

施策6. 地域コミュニティを育み、地域自治を支援する

施策概要

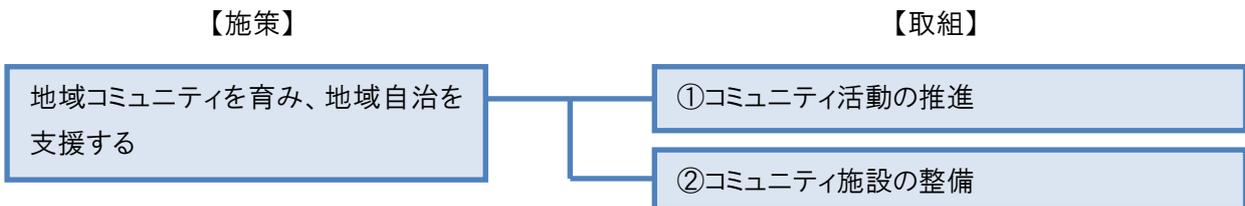
《施策の必要性》

安全でふれあい豊かな住み良い地域社会を築いていくためには、人と人とが信頼し合い、助け合う連帯意識のもと、住民自らが主体的に地域の課題解決に取り組むことが必要であり、防災・防犯の対応や少子高齢化の進展、青少年の健全育成の観点からも、地域コミュニティの重要性はますます高まっています。

《施策の方向性》

自治会活動の活性化とともに、より多くの市民が利用できる地域活動の拠点の整備（公民館のコミセン化）を進め、その中で、地域が一体となった「地域自治組織」の結成を推進し、市民・さまざまな地域組織が主体的に協働した地域分権に向けた体制づくりを進めます。市民の「地域」に対する関心を高め、「地域づくりは自らの手で」という意識を醸成します。

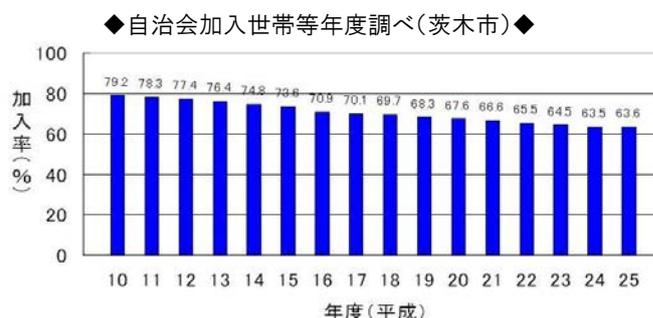
《施策を実現するための取組の体系》



分野別計画等

- 地域コミュニティ基本指針

市民協働のまちづくりをめざし、地域、行政などが一体となって進める、よりよい地域づくりの基本的な考え方を示す指針



取組の目標及び各主体が行うこと

取組	現状と課題及び目標	各主体が行うこと
①コミュニティ活動の推進	現状と課題	市
	自治会加入率の低下など地域コミュニティの希薄化が進んでおり、地域における課題を解決するための地域が一体となった体制づくりが必要です。	自治会の加入促進はもとより、その活動の活性化を図るとともに、市民・さまざまな地域組織が協働する地域分権に向けた方針を検討し、「地域自治組織」の結成推進、「地域一括交付金化」などの仕組みづくりを進めます。
	目標	市民
	自治会活動が活発になるとともに、地域分権に向けた体制づくりのための地域が一体となった「地域自治組織」が結成されています。	自治会活動とともに、地域が一体となった協議の場づくりやその組織づくりに積極的に参加します。
②コミュニティ施設の整備	現状と課題	市
	各小学校区に公民館またはコミュニティセンターが設置されていますが、さまざまな世代の利用促進を図るとともに、地域の各組織が一体となって活動できる地域活動の拠点とする必要があります。	より多くの市民が利用でき、地域活動の拠点となるべく、公民館のコミュニティセンター化を進めます。
	目標	市民
	地域活動の拠点として公民館のコミュニティセンター化が進み、より多くの市民が利用しています。	コミュニティセンターを地域で管理運営し、地域活動の拠点として積極的に利用します。
		事業者・団体
		地域の実情に合わせ、さまざまな事業所等はその地域自治組織へ参加します。
		事業者・団体
		コミュニティセンターを地域で管理運営し、地域活動の拠点として積極的に利用します。

第7章 まちづくりを進めるための基盤

施策7. 多様な主体による協働のまちづくりを推進する

施策概要

《施策の必要性》

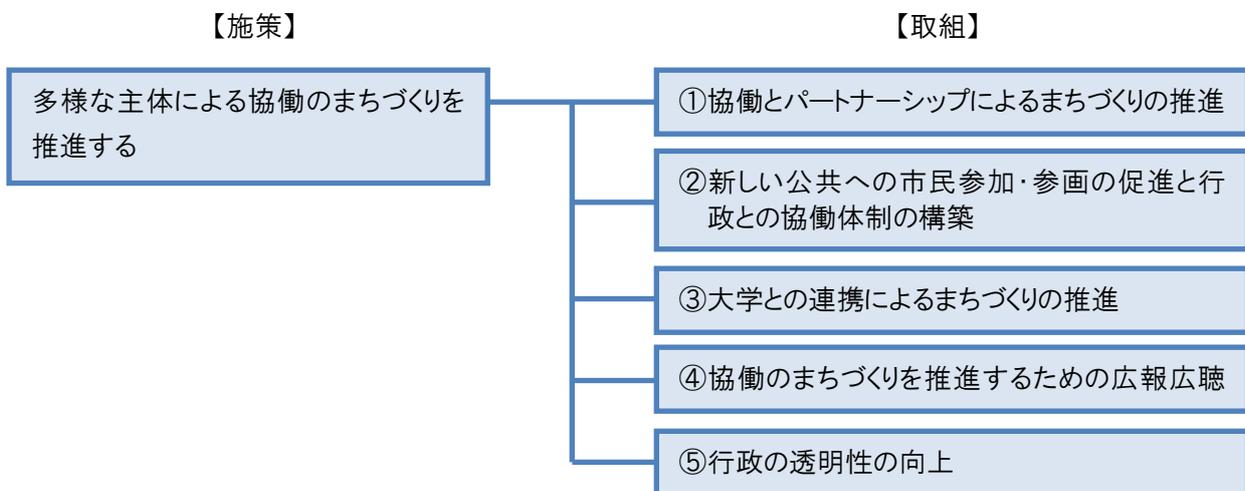
大震災などを契機にボランティアやNPOの存在がクローズアップされ、公益活動や相互扶助への自主的・自発的な取組が進展しています。多様化する地域課題の解決には行政のみならず、市民活動団体や大学など多様な主体による協働のまちづくりが必要となっています。そのためにも、行政が持つさまざまな情報を積極的に提供していくことが求められています。

《施策の方向性》

今後も引き続き、多くの市民が市民活動に参加できるようNPO等の活動情報の集積・発信はもとより、さまざまな媒体を通じて積極的に行政情報を提供していきます。まちづくり、福祉、教育、子育てなどのさまざまな分野において市民、事業者、NPO、大学、行政などの多様な主体が互いを補完しながら、最善の事業手法でまちづくりに取り組みます。

多くの市民が地域課題解決のための公益活動に取り組みます。

《施策を実現するための取組の体系》

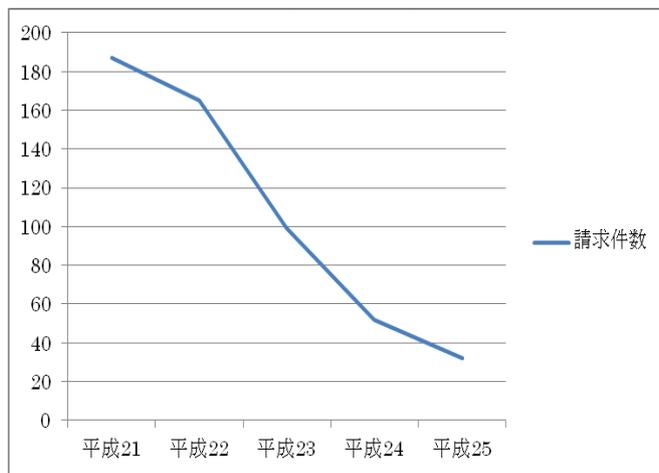


分野別計画等

- いばらき協働基本指針・計画

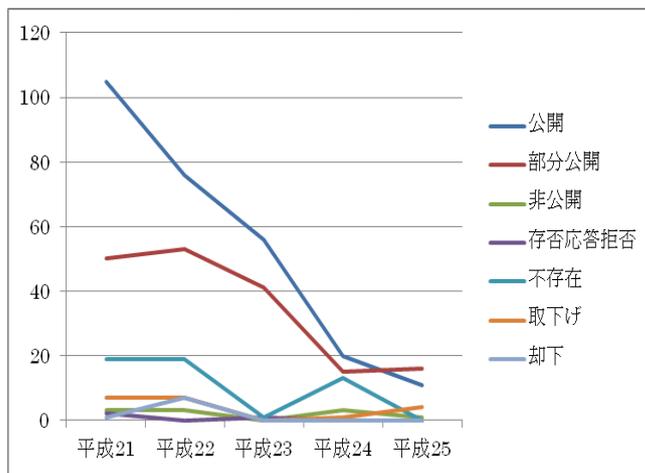
市民活動団体との協働を推進するための基本的な考え方や促進策を示すとともに、協働を実現するにあたって守るべきルールを示す指針、計画

◆情報公開請求状況◆



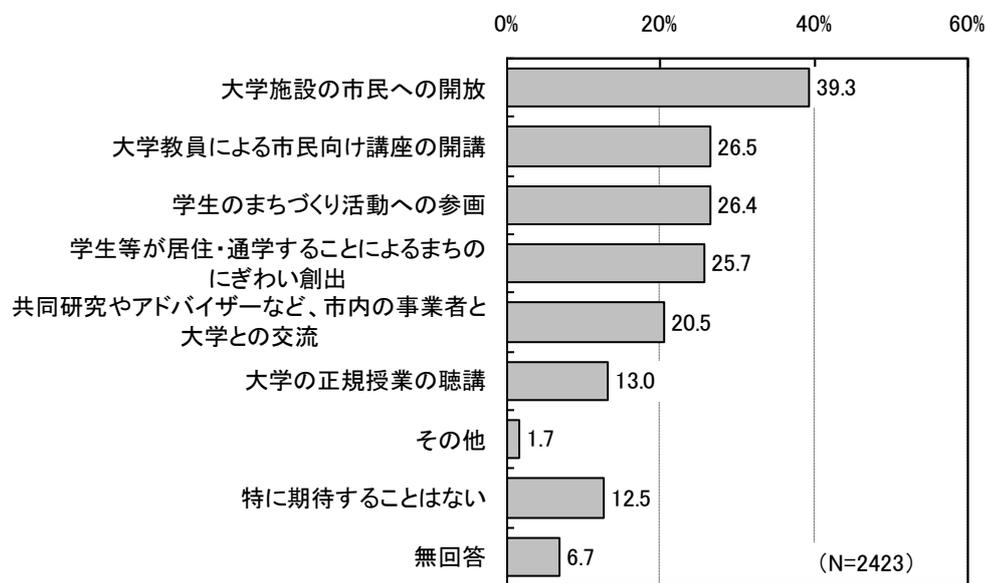
出典：政策法務課資料

◆情報公開決定状況◆



出典：政策法務課資料

◆最も重要だと思う大学連携に関する取組◆
(複数回答)



出典：「茨木市のまちづくりに関するアンケート」(平成 24 年度)

取組の目標及び各主体が行うこと

取組	現状と課題及び目標	各主体が行うこと
①協働とパートナーシップによるまちづくりの推進	現状と課題	市 行政各分野での連携を図り、多様な主体と連携した協働のまちづくりに取り組みます。
	目標	市民 まちづくりに積極的に取り組みます。
	まちづくり、福祉、教育、子育てなどのさまざまな分野において市民、事業者、NPO、大学、行政などの多様な主体が互いを補完しながら、最善の事業手法でまちづくりのための仕組みづくりに取り組んでいます。	事業者・団体 まちづくりに積極的に取り組みます。
②新しい公共への市民参加・参画の促進と行政との協働体制の構築	現状と課題	市 「協働指針・計画」に基づいたさまざまな手法による協働の取組を進め、それをシステムとして運用する体制を構築します。
	目標	市民 市民主体の公益活動に参加・参画します。
	多くの市民が地域課題解決のための公益活動に取り組んでいます。	事業者・団体 市民主体の公益活動に積極的に協力します。
③行政の透明性の向上	現状と課題	市 行政の透明性を向上させ、市政運営について市民への説明責任を果たすとともに、市民の理解と参加の下に公正で開かれた市政の推進のため、情報公開に係る事務の適正な執行と制度の充実に取り組みます。
	目標	市民 市政への理解を深め、市政運営に参加します。
	市政に関する多くの情報が公開されています。	事業者・団体

取組	現状と課題及び目標	各主体が行うこと
④協働のまちづくりを推進するための広報広聴活動	現状と課題	市
	市民が自ら住む地域や市域に関心を持ち、まちづくりへの参画意識が醸成できるような広報広聴活動を進める必要があります。	広報誌やホームページに加え、ソーシャルメディアの活用を含め、市民が得やすい形での情報発信に取り組み、幅広い層の市民とのコミュニケーションを進めます。また、市民が時間や場所を問わず気軽に提言や意見ができるツールを研究します。
	目標	市民
	市政に対する市民からの提言や意見が増えています。	ソーシャルメディアをはじめ、市民にとって使いやすいコミュニケーションツールを活用して、市政に対する意見や提言を市に届けます。
		事業者・団体
		ソーシャルメディアをはじめ、事業者等にとって使いやすいコミュニケーションツールを活用して、市政に対する意見や提言を市に届けます。
⑤大学との連携によるまちづくりの推進	現状と課題	市
	市内大学、連携協定を結んだ大学(研究室、学生団体、大学教員、大学生)とさまざまな取組を実施しています。 行政課題とも関連するフォーラムやイベントが中心となっていますが、地域との連携を強化する必要があります。	大学と地域を結び付ける仕組みづくりを行います。 長期的な行政課題について、大学と連携して研究・検討を進めます。
	目標	市民
	地域と大学の連携が進んでいます。 市と大学の連携による取組が進んでいます。	住む、働く我がまちに興味や愛着を持ち、地域でのまちづくりに参加します。
		事業者・団体
		大学が地域連携機能を強化して、まちづくりの推進に寄与します。